

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成30年3月14日(水)

社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室



# 目 次

1	地域生活支援事業等の円滑な実施等について	1
2	意思疎通支援について	10
3	障害者の社会参加の促進について	19

## ○資料

1-1	地域生活支援事業費等補助金 平成30年度予算(案)の概要	31
1-2	地域生活支援事業等実施要綱新旧対照表(案)	32
1-3	地域生活支援事業費等補助金 執行スケジュール(案)	63
1-4	地域生活支援事業等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表(案)	64
1-5	地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況	145
1-6	移動支援の実施状況【都道府県別】	146
1-7	地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】	147
1-8	理解促進研修・啓発事業の取組事例	148
1-9	自発的活動支援事業の取組事例	149
1-10	心のバリアフリー推進事業の取組事例	150
1-11	平成29年度版障害者白書(抜粋)	151
1-12	厚生労働省ホームページ(抜粋)	154
1-13	学校における交流及び共同学習の推進について	155
2-1	意思疎通支援の実施体制整備状況【都道府県別】	169
2-2	要約筆記者指導員養成研修 年度別受講・修了者数の推移	173
2-3	失語症者向け意思疎通支援事業イメージについて	174

2-4	聴覚障害者情報提供施設設置状況	175
2-5	視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要	176
2-6	ITサポートセンターの事業取組状況	177
2-7	避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について（例）	178
2-8	平成30年度内閣府防災部門予算案	179
2-9	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について	183
2-10	手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数	184
2-11	Net119緊急通報システムの全国導入	185
3-1	障害者の芸術文化活動支援の概要	187
3-2	国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）の案内、実施事業	190
3-3	身体障害者補助犬関係資料	192
3-4	認定補聴器専門店と認定補聴器技能者	193
3-5	障害者自立支援機器等開発促進事業の概要等	194

## 1 地域生活支援事業等の円滑な実施等について

### (1) 平成 30 年度予算 (案)

地域生活支援事業等は、各自治体が実施主体として、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業である。また今年度より、地域生活支援事業に含まれる事業やその他補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、5割等の補助率を確保し質の高い事業実施を図ることとしている。

来年度予算(案)においては、以下のとおり事業の見直しを行い、「地域生活支援事業費等補助金」として、総額で493億円の予算額を計上している。

各自治体においては、地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の趣旨を踏まえ、引き続き、効果的・効率的に事業が展開されるようお願いする。

(資料1-1) 平成30年度予算(案)の概要

#### ① 地域生活支援事業

地域生活支援事業については、市町村及び都道府県における事業の着実な実施に必要な予算(451億円)を計上している。具体的には、必須事業への更なる支援を図る観点から、一部の事業を地域生活支援促進事業へ移行したほか、必要な事業の追加・拡充を行うこととしている。

なお、見直しの内容は以下のとおりである。

##### ア 追加・拡充

- ・ 意思疎通支援者養成研修(都道府県必須事業)の対象に「失語症者向け意思疎通支援者養成研修」を追加し、全国での失語症者向け意思疎通支援者の養成を図る。
- ・ 障害保健福祉圏域ごとの関係者による協議の場を通じ、精神科病院等関係機関との重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。
- ・ 措置入院患者の退院後支援として、患者がレクリエーション活動等支援事業を通じ、円滑な社会復帰を促す機会を実施する事業を拡充。

##### イ 地域生活支援促進事業への移行

- ・ 身体障害者補助犬育成促進事業

#### ② 地域生活支援促進事業

地域生活支援促進事業については、市町村及び都道府県における事業の着実な実施に必要な予算(42億円)を計上している。具体的には、地域生活支援事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、新たに「地域生活支援促進事業」へ位置付けるほか、必要な事業の拡充を行うこととしている。

その事業の内容は以下のとおりである。

ア 地域生活支援事業からの移行

・身体障害者補助犬育成促進事業

2020年オリパラ大会に向けて、良質な補助犬の十分な量及び質の確保が必要であるため、マッチングを含む各補助犬の育成に要する経費を拡充。

イ 新規事業

・発達障害児者及び家族等支援事業

発達障害児者の家族同士の支援を推進する観点から、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を拡充。

・発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

発達障害の専門的医療機関を中心としたネットワークを構築し、発達障害の診療・支援が可能な医療機関の確保を図る。

・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

障害保健福祉圏域ごとの関係者による協議の場を通じ、精神科病院等関係機関との重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

・重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

重度訪問介護の利用者が大学等に修学するに当たって必要な身体介護等を、大学等における支援体制が構築されるまでの間において提供する。

ウ 事業の拡充

・工賃向上計画支援等事業

農福連携による障害者就労支援に関し、働き方改革実行計画において、平成30年度までに全都道府県で実施とされていることを踏まえ拡充。

・障害者芸術文化祭・開催事業

開催期間の長期化と開催県内の広域的な実施に鑑み、開催経費の補助を拡充。

・障害者就業・生活支援センター事業

障害者雇用対策基本方針に基づき、全障害保健福祉圏域への設置に向け、補助を拡充。

具体的な事業内容については、参考資料として掲載している「地域生活支援事業等実施要綱新旧対照表（案）」を参照されたい。

（資料1－2）地域生活支援事業等実施要綱新旧対照表（案）

### ③ 地域生活支援事業と地域生活支援促進事業の関係

「地域生活支援事業」は、各自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は各自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」としている。

一方で、「地域生活支援促進事業」は、国として促進すべき事業について特別枠に位置づけ、5割等の補助率を確保し質の高い事業実施を図ることとしており、事業ごとに交付する補助金によりそれぞれの事業を実施するものである。

従って、地域生活支援事業に交付された補助金と地域生活支援促進事業に交付された補助金の配分を変更することはできないので、補助金の執行に当たっては留意されたい。

#### ④ 平成 30 年度の実施方針と補助金の配分方法

- (ア) 地域生活支援事業については、今年度に引き続き、自治体による必須事業の着実な実施を支援することを重点課題とする。これを踏まえ、補助金の配分は必須事業の実績等を最大限配慮することとする。
- (イ) 地域生活支援促進事業については、各事業に係る補助基準額を補助金交付要綱に定めて実施することとしている（一部の事業及び特別促進事業については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする）。
- (ウ) 地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業に係る地域生活支援事業費等補助金の執行スケジュールは、別添（資料 1 - 3）を予定している。

なお、地域生活支援事業の特別支援事業、地域生活支援促進事業の一部事業及び特別促進事業については、各自治体より国庫補助協議をして頂くこととしているが、具体的な取扱いや進め方については、予算成立後に速やかにお示しする。

（資料 1 - 3）地域生活支援事業等補助金 執行スケジュール（案）

#### （2）地域生活支援事業等実施要綱及び補助金交付要綱の一部改正内容

上記「（1）平成 30 年度予算案」の内容を踏まえ、地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業に係る実施要綱及び補助金交付要綱の一部改正を予定しており、予算が成立し次第、改正通知を速やかに発出することとしている。

（資料 1 - 2（再掲））地域生活支援事業等実施要綱新旧対照表（案）

（資料 1 - 4）地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱新旧対照表（案）

#### （3）必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組み

地域生活支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）において、市町村が実施するものとして必須事業を定めている。この必須事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要な事業が位置づけられているが、平成 28 年度末時点において実施体制が整備されておらず、未だ実施していない市町村が見受けられる。

必須事業の実施体制が整備されていない市町村においては、利用対象者からサービスを受けたい旨の申し出があった際、確実にサービス提供につなげられるよう、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いしたい。併せて、各都道府県においては、管内市町村に対する支援をお願いしたい。

#### (4) 地域生活支援事業の適正な実施

##### ① 事業者に対する指導等の実施

地域生活支援事業は、公費により実施される事業であり、適正な実施が求められているが、これまで、移動支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター機能強化事業等において、事業者の不正受給事案等が生じていた旨の報告を受けている。

また、市町村の任意事業である日中一時支援事業において、預かりを行った乳幼児が死亡するといった事故の報告も受けているところである。

各自治体においては、引き続き、事業者に対する指導・点検をお願いするとともに、任意事業における事業者の登録や指定等を行うに当たっても、事業が安全に実施できる体制にあるかなど、慎重に判断されたい。

##### ② 地域生活支援事業等の補助対象外事業

地域生活支援事業等の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱において次のように明記している。

###### 【地域生活支援事業実施要綱（抜粋）】

###### 6 留意事項

(4) 次に掲げる事業については、補助対象とならない。

ア 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業

イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

しかしながら、一部の市町村においては、

- 障害者に対するタクシー券の交付といった金銭給付を行う事業を「移動支援事業」に位置付けている
- 他制度で支給すべき機器等を「日常生活用具給付等事業」の対象としている

等、補助対象とならない事業を含めて交付申請等を行っている事例が過去において見受けられた。

各自治体においては、引き続き、補助金の交付申請等に当たり、国庫補助対象外の事業が含まれていないことを十分に確認するようお願いする。

##### ③ 障害特性に配慮したサービス提供の推進

関係団体から、障害福祉サービス事業者と利用者との契約において契約内容を点字、音声等で提供する等、障害特性に配慮した取組みを推進して欲しい旨の意見が



寄せられている。

各自治体においては、障害特性に配慮したサービス提供の推進について事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

## (5) 地域生活支援事業における利用者負担

平成 22 年 4 月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについて、これまでの課長会議等において検討をお願いしてきたところである。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いを踏まえ、地域生活支援事業に係る利用者負担について、利用者の負担能力に応じた利用者負担について検討をお願いしたい。

特に、意思疎通支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担の状況等を十分に踏まえ、引き続き、サービス利用に支障が生じないよう対応をお願いしたい。

(資料 1 - 5) 地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況

(平成 28 年度)

## (6) 移動支援事業

### ① 効果的・効率的なサービス提供

移動支援事業は、障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で、適切な利用時間を設定するなど、真に必要とする者にサービスが適切に提供されるようお願いする。

また、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組みについても配慮願いたい。

更に、複数の障害者等については、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合には、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、実施していない市町村においては活用を図られたい。

(資料 1 - 6) 移動支援事業の実施状況【都道府県別】

### ② 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業

視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業は、視覚障害者の移動の支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図ることを目的として、社会福祉法人日本盲人会連合の事業として実施されている。この研修の修了者は、視覚障害者の移動支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図る指導者となることが想定されているので、同行援護従事者養成研修等の講師としての活用について検討されたい。

## (7) 地域活動支援センターの安定的な運営の確保

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられている。

地域活動支援センターの基礎的事業は、市町村の一般財源により実施するものであり、地方交付税制度により、一定の財源が保障されている。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の小規模作業所の補助水準を確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

(参考) 地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税（普通交付税）の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

(資料1-7) 地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】

## (8) 心のバリアフリーを広めるための取組について

### ① 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」

平成29年2月20日に第一回ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議が開催され、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（以下「行動計画」という。）が決定された。

行動計画に示された心のバリアフリーを広げるための地域における取組や障害のある人による取組については、地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業、また地域生活支援促進事業の「心のバリアフリー」推進事業の活用が期待されていることから、各自治体において積極的な取組をお願いしたい。

なお、理解促進研修・啓発事業、自発的活動等支援事業及び「心のバリアフリー」推進事業について、平成29年度の取組事例をまとめているので、事業実施にあたり、参考とされたい。

(資料1-8) 理解促進研修・啓発事業の取組事例

(資料1-9) 自発的活動等支援事業の取組事例

(資料1-10) 「心のバリアフリー」推進事業の取組事例

### ② 障害者等の理解促進に対する取組について

「理解促進研修・啓発事業」や「心のバリアフリー」推進事業の実施に当たっては、障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等（障害者に関するマークについて（平成29年度版障害者白書（抜粋））参照）、障害者等に対する理解を深めるための普及・啓発を目的とし

た広報活動の実施についても引き続きお願いする。

障害者等の理解促進に対する取組については、例えば以下のとおり、東京都におけるヘルプマークや鳥取県におけるあいサポート運動などの取組が実施されているので、今後検討される場合には参考とされたい。

また、障害者に関するマークの紹介に当たっては、マーク等の配布のみにとどまらず、支援等が必要な者に適切な支援が届くよう、当該マークの持つ意味を広く地域住民に周知することも併せて取り組まされたい。

(資料1-11) 障害者に関するマークについて(平成29年度版障害者白書(抜粋))

#### ア ヘルプマークについて

ヘルプマークは、東京都において、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークである。

都民に対して、電車などでポスターを掲示する等により、ヘルプマークを必要とする方に対して当該マークの所持を促すとともに、ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動を呼びかけている。

また、平成29年7月には日本工業規格(JIS)に位置付けられ、厚生労働省においても、これを契機に、ホームページへ掲載し、広く周知を図っている。

(資料1-12) 厚生労働省ホームページ抜粋

#### イ あいサポート運動について

鳥取県では、地域の誰もが障害のある方と共に生きるサポーターになっていただく取組として「あいサポート運動」を推進している。この運動は、様々な障害の特性などを理解するための研修に参加した方を「あいサポーター」として認定し、日常的に「あいサポートバッジ」を着用して、障害のある方が困っているときにちょっとした手助けを行うものである。この運動によって、障害のある方に気軽に手助けしやすい環境づくりを進めるとともに、「障害を知り、共に生きる」をスローガンとして、障害のある方が暮らしやすい地域社会の実現に向けて取り組んでいる。

### ③ 「心のバリアフリー」学習推進会議取りまとめ報告書について

行動計画に基づき、文部科学省と協力し、平成29年7月より「心のバリアフリー学習推進会議」を開催し、学校における障害のある人との交流の活性化のための方策等について、検討を進め、「学校における交流及び共同学習の推進について」(以下「報告」という。)が取りまとめられた。

報告においては、学校における障害のある人との交流を推進する方策として、学校における取組と地域生活支援事業等の理解促進研修・啓発事業、自発的活動等支

援事業及び「心のバリアフリー」推進事業が連携することや、教育委員会が福祉部局等と連携し、障害のある人との交流ができる団体や施設の連絡先を整理して学校に共有すること、また、障害のある子供の卒業後も見据えた支援の観点から、教育委員会、福祉部局、学校、社会福祉法人や社会福祉協議会、障害者スポーツや文化芸術等の関係団体等において、ネットワークを形成することが重要であることが提言された。

学校における障害のある人との交流や地域の教育と福祉の連携のためのネットワーク形成の促進に向けた取組について、積極的に協力されたい。なお、文部科学省より、各教育委員会等に対し、報告を踏まえた取組の充実について、依頼されていることを申し添える。

(資料 1 -13) 「学校における交流及び共同学習の推進について」

(参考) ユニバーサルデザイン 2020 行動計画 (抄)

## II. 「心のバリアフリー」

### 2. 具体的な取組

#### 1) 学校教育における取組

従来より「心のバリアフリー」に向けて取り組んできた学校も多く、それらの好事例を踏まえた上で、全国において、幼児期から青年期の発達段階に応じて、かつ、切れ目なく「心のバリアフリー」の教育を展開する。

その際には、共生社会に向けて、多様性を理解し、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を踏まえ、差別や排除の行動を行わず、お互いの良さを認め合い協働していく力を養うべく、指導の方法を検討すべきである。特に、障害のある人との触れ合い等の体験活動を通じて、子供達が頭で理解するだけでなく、感性としても「心のバリアフリー」を身に付けることが重要である。

また、「心のバリアフリー」の教育の展開に当たっては、重複障害を含め様々な種類の障害のある人自身も役割を担うことが期待される。

また、子供への教育を通じて大人の意識を変化させていくことも重要である。同時に、大人自身が変わっていく姿を見せることで子供たちに教えていくことも大事である。

(具体的施策)

#### ③障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開

・各学校において、障害のある人との交流及び共同学習が活性化されるよう、平成 29 年度を目途に、文部科学省及び厚生労働省が中心となり「心のバリアフリー学習推進会議(仮称)」を設置し、全国において、自治体単位で福祉部局、教育委員会、障害のある人やその支援等にかかわる社会福祉法人等の団体間のネットワーク形成を促進する方策を検討し、平成 29 年度中に平成 30 年度以降実施する具体的な取組について結論を得る。[文部科学省、厚生労働省]

#### 3) 地域における取組

共生社会を真の意味で実現していくためには、生活のあらゆる場面で、障害のある人もない人もお互いに「心のバリアフリー」を体現していなくてはならない。そのためには、障害のある人が生活する地域において、そこに住む人々とのつながりを通じた、切れ目のないかつ持続可能な取組が展開される必要がある。また、その際には、障害には重複障害を含め、様々な種類や程度があることについても、理解が促進されるよう取り組むことが必要である。また、地域における取組の実施に当たっては、障害のある人自身や障害者団体が主体的にかかわることが期待される。

(具体的施策)

①地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組

平成 28 年度以降、地方自治体、社会福祉協議会、障害者社会参加推進センター、障害のある人への支援等にかかわる社会福祉法人、NPO、地域に所在する学校、企業、町内会等とが連携し、地域の人々に「心のバリアフリー」を浸透させるための取組を行えるよう、取組事例を地方自治体に対して周知・啓発する。〔厚生労働省等〕

5) 障害のある人による取組

共生社会に向けた「心のバリアフリー」の取組を加速させるためには、障害のある人自身やその家族が、「障害の社会モデル」を踏まえて自らの障害を理解し、社会的障壁を取り除く方法を相手に分かりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることが重要であり、そのために障害のある人自身やその家族を支援することも必要である。

(具体的施策)

- ・ 障害者団体や障害のある人を支援する社会福祉法人等の障害者支援関係団体を中心として、障害のある人自身が上記のコミュニケーションスキルを身に付けるための取組を進める地方自治体を支援する。また、ピアサポート（障害のある人自身やその家族が悩みを共有することや情報交換のできる交流）などの取組を進める地方自治体を支援する。更に、平成 29 年度以降、この取組を広めていくために必要な周知啓発を障害者団体に対して行う。〔厚生労働省、内閣官房〕

## 2 意思疎通支援について

### (1) 意思疎通支援の強化等

#### ア 意思疎通支援事業

地域生活支援事業の必須事業である意思疎通支援事業の実施体制については、資料2-1のとおりである。都道府県等におかれては、「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」（平成25年3月27日障企自発0327第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）を参考に、引き続き適切な実施及び実施率の向上に努めていただきたい。

また、意思疎通支援を強化するため、意思疎通支援を行う者の派遣や養成において充実を図った場合等には、地域生活支援事業の特別支援事業により支援することとしているほか、社会福祉法人全国手話研修センターによる手話通訳者・手話通訳士の資質向上のための現任研修について、平成30年度も引き続き実施することとしているので、各都道府県等には積極的に受講者を派遣するなどの配慮をお願いしたい。

また、平成29年度から、手話通訳者の設置がない市町村窓口等において、遠隔手話通訳サービスを導入した場合にも、地域生活支援事業の対象とすることとしているが、本対応は聴覚障害者に対する意思疎通支援体制の強化の一手段として、手話通訳者の設置が困難な自治体に限り対象とするものと考えており、現在設置されている手話通訳者の代替として遠隔手話通訳サービスを導入することを想定しているものではないことにご留意いただきたい。

(資料2-1) 意思疎通支援の実施体制整備状況【都道府県別】

#### イ 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成等における留意事項

事業実施にあたっては、次に掲げる事項についてご留意願いたい。

- 視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努められたいこと
- 派遣対象について、利用者の意向に配慮されたいこと
- 視覚に障害のある方々の意思疎通を図る方法については、点訳や音声訳、読み書きを支援するための代読や代筆などの方法があるので、それぞれのニーズを的確に把握し、必要な支援体制が早期に整備できるよう都道府県における実施も検討されたいこと
- 平成27年12月の社会保障審議会障害者部会の報告書の指摘も踏まえ、対象者に失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、重度の身体障害、難病を新たに明記し、対象者を明確化したので、引き続き、事業実施について留意されたいこと
- 平成28年6月28日付障害保健福祉部企画課長通知により、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が入院する際に、意思疎通支援事業が利用可能であることを周知したので、ご留意願いたいこと。なお、本通知の内容については、平成30年4月以降、重度訪問介護の訪問先が医療機関に拡大されても、取扱いは変わらないため、併せて

ご留意願いたいこと

- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣については、大都市等の特例により、指定都市及び中核市においても必須事業となっていること  
具体的には、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣について必須事業として行うこと
- また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催へ向けた国際手話通訳者の養成についても「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」において実施することが可能となっているので、ご留意願いたいこと
- 「音声コード普及のための研修」については、障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業の必須事業である「理解促進研修・啓発事業」を活用する等音声コードの普及を促進していただきたいこと

## ウ 要約筆記者の養成及び派遣

要約筆記者派遣事業については、平成23年度に新たに要約筆記者養成カリキュラムを策定し、多様なニーズに対応できる「要約筆記者」を養成・派遣することとし、平成25年度からは、要約筆記者派遣事業には原則として登録試験を合格した「要約筆記者」を派遣することとしているところである。

平成30年度も引き続き、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに要約筆記者指導者の養成研修事業を委託することとしているので、特に参加の少ない都道府県等におかれては、積極的に受講者を派遣していただくとともに、その研修修了者を活用して、各都道府県等において確実に養成研修事業を実施していただきたい。

また、「厚生労働省カリキュラム準拠 要約筆記者養成テキスト」の改訂版が発行予定であるため、養成研修実施に当たってご留意いただきたい。

発行予定日：平成30年3月31日

主な改訂点：パソコン要約筆記における実技学習内容の変更、社会福祉に関する最近の動向の記載修正

なお、パソコン要約筆記については、補完テキストの発行（平成30年4月以降予定）も予定しているため、併せてご留意いただきたい。

（資料2-2）要約筆記者指導員養成研修事業の参加状況

## エ 失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣

失語症者に対する意思疎通支援については、平成28年度に、失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム及び養成研修テキストを作成し、各都道府県障害福祉主管課及び各都道府県言語聴覚士会へ周知したところである。

平成29年度は、（一社）日本言語聴覚士協会の協力のもと、養成研修の講師となる人材を養成する「失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修」を実施し、全47名（各都道府県から1名ずつ）が修了された。なお、今後は、本研修は（一社）日本言語聴覚士協会への委託により実施予定であり、平成30年度は各都道府県2名ずつの

募集を予定しているため、各都道府県においては参加者の推薦について、ご対応をお願いしたい。

平成 30 年度は、地域生活支援事業の「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（都道府県必須事業）」に「失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業」が追加されることとなっている。各都道府県においては、支援の全国展開に向け、指導者養成研修修了者を中心として、支援者養成研修事業の実施に取り組むなどの対応をお願いしたい。

また、養成された支援者の派遣については、「意思疎通支援事業（市町村必須事業）」における実施を原則とするが、地域の実情を勘案し、都道府県が市町村に代わって実施することも可能であるため、今後の支援者派遣の実施体制構築に向け、各都道府県及び市町村で連携しつつ進めていただきたい。

（資料 2－3）失語症者向け意思疎通支援事業イメージについて

## （2）情報・コミュニケーション支援

### ア 視聴覚障害者への情報提供体制

視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、障害者基本法第 22 条（情報の利用におけるバリアフリー化等）において、より一層の充実が求められている。

従前から地域における視聴覚障害者への情報提供を行う施設として、視聴覚障害者情報提供施設（身体障害者福祉法第 3 4 条）の整備を各地で進めていただいているところである。同施設では、点字刊行物や録音図書の製作・貸出、聴覚障害者が利用する字幕（手話）入り録画物の製作・貸出、点訳や手話通訳等を行う者の養成や派遣、視聴覚障害者に関する相談等が行われ、障害者の情報・コミュニケーション支援の拠点としての機能を果たしている。

また、東日本大震災直後から被災地への手話通訳者等の派遣や、全国の視覚障害や聴覚障害の団体で構成する現地支援本部の活動を支援するなど、発災時にも大きな役割を果たしており、今後も災害時における被災障害者の安否確認や、避難所における情報支援などの役割を担うなど、その積極的な活用が期待されている。

このようなことから、聴覚障害者情報提供施設は、平成 24 年度までの「重点施策実施 5 ヶ年計画」において、全県設置を目指すとともに、平成 25 年度から平成 29 年度までの「第 3 次障害者基本計画」においても、計画終了年度までに全都道府県に設置することを成果目標として掲げているところである。

しかしながら、平成 29 年 12 月末現在、全国で 53 施設（指定都市を含む）の設置にとどまっていることから、引き続き、未設置の自治体におかれては、設置についての検討をお願いする。

（資料 2－4）聴覚障害者情報提供施設設置状況



## イ 視聴覚障害者情報提供施設に係る運営費

点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用については、身体障害者保護費国庫負担金交付要綱に示す基準額により算定することとしている。

また、国際障害者交流センター（「ビッグ・アイ」）が実施する「災害時視聴覚障害者支援リーダー養成研修事業」の研修修了者を活用して、地域において実践的救援訓練を実施した場合、その費用については「施設機能強化推進費」の「総合防災対策強化事業」の対象としているので活用いただきたい。（平成 25 年 5 月 20 日付事務連絡 「「災害時視聴覚障害者リーダー養成研修事業」の研修終了者を活用した地域における実践的救援訓練について」）

また、身体障害者保護費国庫負担金については、平成 22 年度の決算検査報告において、対象外経費への不適切な支出についての指摘を受けているため、各自治体においては、引き続き、適正な事務処理に努めていただきたい。

## ウ 視覚障害者情報総合システム「サピエ」の運用

視覚障害者情報総合システム「サピエ」の運用開始（平成 22 年 4 月から）により、身近に点字・録音図書情報等の提供が行えるようになったが、さらに、平成 28 年度より、サピエを活用し地域生活情報の提供等を行う「視覚障害者用地域情報提供事業」を地域生活支援事業に追加したところであるので、当該事業の実施について、引き続き検討をお願いする。

また、全国の「聴覚障害者情報提供施設」に、デジタル方式の字幕入り映像製作機器を整備し、地域の聴覚障害者への映像情報等の提供を推進したところであり、視聴覚障害者への情報保障の充実を図る観点から、引き続き視聴覚障害者情報提供施設に整備した機能の有効活用をお願いしたい。

（資料 2－5）視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要

## エ 点字図書、大活字図書等の給付

視覚障害者が情報を得るために必要な「点字図書」や「大活字図書」、「DAISY 図書」などについては、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業において利用者の状況等に応じて柔軟に支給できることとなっているので、引き続き、各市町村においては、地域の障害者の実情やニーズ等を十分に踏まえた上で、必要な用具の給付等が適切に行われるよう配慮願いたい。

## オ 手話通訳者等の人材養成

都道府県や市町村において開催される手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成及び手話通訳士・手話通訳者の技術向上を図る現任研修については、社会福祉法人全国手話研修センターに委託し、全国的規模で実施しているところである。平成 30 年度も引き続き同様の実施を予定しているので、積極的に受講者を派遣されるようお願いしたい。

また、平成 25 年度から手話奉仕員養成研修事業を市町村地域生活支援事業の必須事業としたところであり、手話通訳者・手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修事業を社会福祉法人全国手話研修センターに委託して実施しているため、積極的に受講者を派遣していただくようお願いしたい。

## カ 障害者の情報通信技術の利用機会拡大

情報通信における情報アクセシビリティの向上については、障害者基本計画において、IT の活用により積極的に推進することとされている。

各都道府県においても、障害者の IT の利用・活用の機会拡大を図り、障害者の社会参加を一層推進するため、地域生活支援事業等を活用し、地域における IT 支援の総合サービス拠点となる障害者 IT サポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティアの養成・派遣等を積極的に実施していただくようお願いしたい。

(資料 2-6) IT サポートセンターの事業取組状況

## キ 電話リレーサービス提供事業の実施について

聴覚障害者が一人で電話を掛けられるよう支援する「電話リレーサービス」について、平成 29 年度から、日本財団の協力のもと、4ヶ所の聴覚障害者情報提供施設に手話通訳や文字通訳に対応するオペレーターを配置し、電話リレーサービスの提供体制を確保する事業を実施している。

平成 30 年度は、提供体制の強化を図り、実施施設数やオペレーターを増加させることとしており、より多くの利用者の受入が可能となる。

利用登録は日本財団のホームページから可能であるため、各自治体においても、聴覚障害者の電話リレーサービス利用が進むよう、事業内容や登録方法等の周知をお願いしたい。

(参考) 日本財団ホームページ <http://trs-nippon.jp/>

## (3) 災害時における視聴覚障害者支援

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策が実施されることが重要である。

こうした避難行動要支援者の避難対策について、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成 25 年 8 月内閣府(防災担当))」をもとに、災害関係部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を講じていただくようお願いしたい。

例えば、三重県(三重県聴覚障害者支援センター)においては、県内の 9 市町と「災害時における避難行動要支援者(聴覚障がい者)の支援に関する協定」を締結し、発災時に聴覚障害者情報提供施設が聴覚障害者に対して避難情報等の伝達や安否

確認等の活動を行うこととする取組が行われている。（（参考）三重県聴覚障害者支援センターホームページ <https://www.deaf-mie-center.com/>）

特に、視聴覚障害者については、災害発生時には、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから、①避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段（専用通信やインターネットなど）の活用による通信の確保への配慮を、②避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した効果的な支援、災害時に活用可能なラジオや聴覚障害者用情報受信装置などを活用した情報提供など障害特性に応じた配慮をお願いしたい。

（資料 2－7）避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について（例）

さらに、被災した障害者に対する支援を行った関係団体によると、被災した視聴覚障害者の中には、補装具や日常生活用具をはじめとする障害福祉施策に関する情報を持たない者も多くいたと報告されていることから、日頃より福祉制度に関する情報提供や周知を行うよう配慮をお願いしたい。

また、避難所（福祉避難所を含む。）及び避難経路の周知等については、地域生活支援事業の「点字・声の広報等発行事業」の活用が可能であるとともに、避難訓練等の災害対策活動を実施する場合には同事業の「自発的活動支援事業」の活用も可能としており、管内市町村にも積極的な活用の周知をお願いするとともに、内閣府（防災担当）の災害予防関係事業についても活用が可能であることから併せて周知をお願いしたい。

（資料 2－8）平成 30 年度内閣府防災部門予算案  
(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/yosan/index.html>)

なお、福祉避難所の設置・活用の促進のため、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」（日本赤十字社 HP：<http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/document/>）が公表されているので参照されたい。

#### （4）盲ろう者向け福祉施策

「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、平成 25 年 4 月から都道府県地域生活支援事業の必須事業としているところであるが、都道府県のみならず、指定都市及び中核市においても実施していただくようお願いしたい。

なお、指定都市及び中核市において盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業が実施されるまでの間も、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣が受けられるよう都道府県と連携するようご留意いただきたい。

## (資料 2 - 9) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について

また、平成 30 年 4 月から盲ろう者に対する同行援護を盲ろう者向け通訳・介助員が提供した場合の加算が新設され、盲ろう者の同行援護利用が促進される予定であるが、外出支援を中心とした同行援護の利用がなじまない場合や、地域資源の事情等により、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の実施が必要な場合があると考えられるので、引き続き本事業の推進が図られるようお願いしたい。

併せて、盲ろう者自身へ制度についての情報が届いていないために、盲ろう者向け通訳・介助員や同行援護等の利用をしていない方もいるという現状から、各都道府県等におかれては、当事者やその家族、サービス事業者等に対し、制度内容の周知に努めていただきたい。

養成研修事業については、平成 25 年度から都道府県地域生活支援事業の必須事業としてしているところであり、全都道府県において実施していただくとともに、指定都市及び中核市においても実施していただくようお願いしたい。同養成研修事業の講師については、「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」（社会福祉法人全国盲ろう者協会において実施）や、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会」（国立障害者リハビリテーションセンターにおいて平成 27 年度まで実施）の修了者が望ましいので、活用をお願いしたい。また、全国での研修実施体制確保のため、「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」へ積極的に受講者を派遣されたい。

なお、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」の実施に当たっては、「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について(平成 25 年 3 月 25 日障企自発 0325 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)」をお示ししており、このカリキュラムを参考に同事業の実施に努めていただきたい。

## (5) 行政機関における視聴覚障害者等への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず様々な分野において対応いただいているところであるが、平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」の動向を踏まえ、障害を理解し障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、新任研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

とりわけ視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があることに配慮し、窓口には来訪者が必要な支援を受けられるよう、代筆・代読や筆談・手話等による支援が受けられることをわかりやすく掲示する等の対応が望ましい。

厚生労働省においては、平成 28 年度に、庁舎内の点字ブロックの拡充や、来訪者受付への情報支援機器（聞こえをサポートするスピーカー及び遠隔手話通訳サービス等が利用可能なタブレット）の設置を行ったところであるが、各自治体におかれても、

情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、引き続き円滑な対応に努められるようお願いしたい。

特に、手話については、障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 90 号）が平成 23 年 8 月 5 日に公布・施行され、第 3 条において「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」とされ、手話が言語として位置付けられたことから、手話通訳者の設置などについて一層の配慮をお願いしたい。

また、地域住民全般に対し広く周知する必要がある内容については、相談窓口等の受付や対応が可能となるよう、東日本大震災の例も教訓として、以下の点について徹底した取組みをお願いしたい。

- ① 視覚障害者については、相談に関する連絡先（電話番号等）の周知
- ② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話番号以外に F A X 番号又はメールアドレスの周知

[参考 1] 内閣府 HP

- 「身につけよう心の身だしなみ」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/midas.html>

- 「共生社会をみんなで作るために」（絵で見る心の身だしなみ）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>

- 「公共サービス窓口における配慮マニュアルー障害のある方に対する心の身だしなみー」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

[参考 2] 国土交通省 HP

- 「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000005.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000005.html)

## （6）手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試験」については、第 29 回試験（平成 29 年度）の合格発表が平成 30 年 1 月 31 日（水）に行われたところである。

（資料 2－10）手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

第 30 回試験（平成 30 年度）についても、以下のとおり全国 3 会場において、学科試験と実技試験を 2 日間の日程で実施される予定となっているので、各都道府県等においては、関係機関、関係団体への周知をお願いしたい。

第30回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成30年10月6日（土）〔会場：東京、大阪、熊本〕

実技試験 平成30年10月7日（日）〔会場：東京、大阪、熊本〕

**（7）「Net119緊急通報システム」の周知等について**

平成29年3月、聴覚・言語機能障害者が、スマートフォン等を用いて、いつでも全国どこからでも音声によらない緊急通報を行うことができるシステム（Net119緊急通報システム）に関する報告書がとりまとめられ、現在、当該システムの導入が全国の消防本部で進められている（平成29年6月1日現在、732本部中134本部が導入済）。

当該システムは、スマートフォン等から簡易なボタン操作で緊急通報ができ、詳細をチャットでとやりとりできる仕組みであるが、利用するためには、地域の消防本部への事前登録が必要となる。

当該システムは、地域で暮らす聴覚・言語機能障害者の安心・安全に大きく貢献するものであることから、上記報告書がまとめられた際にも、当室から各都道府県・指定都市・中核市の障害保健福祉主管課あてに当該システムに関する事務連絡（平成29年4月13日付）を発出し、消防防災主管部等と連携の上、聴覚・言語機能障害者や関係団体への周知をお願いしたところである。

各都道府県等においては、

- ① 地域の消防本部が当該システムを導入しているかを確認し、その情報を管内市町村と共有
- ② 地域の消防本部が当該システムを導入している場合は、広報誌等を活用し地域の障害者に対して周知
- ③ その他、消防防災部局と連携し、当該システムの周知や登録促進に向けた継続した取組み

を行う等により、当該システムの周知と登録者の拡大を図っていただくようお願いしたい。

（資料2-11）Net119緊急通報システムの全国導入

### 3 障害者の社会参加の促進について

障害者の社会参加の促進は、共生社会の実現のために極めて重要であることから、厚生労働省としても、様々な支援を行っているところであり、このうち、芸術文化活動、身体障害者補助犬、補装具費支給制度及び日常生活用具給付等事業、障害者自立支援機器に関しては、次のとおり促進することとしている。

#### (1) 芸術文化活動の振興

##### ア 全国障害者芸術・文化祭

全国障害者芸術・文化祭については、平成 27 年度から国民文化祭の開催都道府県を開催地として実施することを原則としている。また、平成 29 年度に引き続き平成 30 年度についても、国民文化祭との一体開催が予定されている。このため、開催地となった都道府県においては、国民体育大会と全国障害者スポーツ大会と同様に、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の相互の連携を図ることにより、国民の障害への理解をより一層促進するよう努められたい。

なお、平成 30 年度以降の障害者芸術・文化祭の開催地については、次のとおり予定しているので、管内市町村、関係団体等へ周知いただくとともに、文化施策担当部局とも緊密に連携の上、本大会への積極的なご協力をお願いしたい。

第 18 回（平成 30 年度）大分県（平成 30 年 10 月 6 日～11 月 25 日予定）  
第 19 回（平成 31 年度）新潟県（予定）  
第 20 回（平成 32 年度）宮崎県（予定）  
第 21 回（平成 33 年度）和歌山県（予定）

また、平成 29 年度から、全国障害者芸術・文化祭が、各地域のサテライト開催と連携・連動した大会となるよう、開催県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図ることとしている。

各都道府県におかれては、開催県との連携に努められたい。

##### <障害者芸術・文化祭のサテライト開催>

全国障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業については、これまで地域生活支援事業のメニューであったものを、平成 29 年度から地域生活支援促進事業に位置付け、全国障害者芸術・文化祭の全国的な機運醸成を更に図ることとしたので、各都道府県におかれては、本事業の活用について積極的にご検討いただきたい。

##### イ 障害者芸術文化活動普及支援事業の実施

平成 29 年度からスタートした「障害者芸術文化活動普及支援事業」では、平成 26 年度から 28 年度まで実施した「障害者の芸術活動支援モデル事業」で培った支

援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図り、地域における障害者の自立と社会参加を促進することとしている。

平成 30 年度からは、本事業のうち「各都道府県レベルにおける活動支援」について、実施主体をこれまでの民間団体から都道府県へ変更することとしている。都道府県が中心となって地域の障害者団体や芸術文化団体・施設と連携を図り、より効果的かつ実効的な支援体制を構築し、障害者の芸術文化活動への支援を進めていただきたい。なお、本事業の実施にあたっては、障害担当部局と文化担当部局で情報共有し、進めて頂きたい。

また、多くの都道府県で事業が実施されるよう必要となる予算を平成 30 年度予算案に計上したところである。各都道府県においては、積極的に本事業を活用いただき、障害者の芸術文化活動にかかる支援体制の整備を図っていただきたい。なお、国庫補助の補助率は 1 / 2 とする予定である。

(資料 3 - 1) 障害者の芸術文化活動支援の概要

## ウ 2020 年東京オリパラに向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、関係者相互の情報共有やネットワークの構築を図るとともに、障害者の芸術文化の振興に資する取組について、広く関係者による意見交換を行うため、厚生労働省と文化庁の共催で「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」を開催しております。懇談会の概要については、厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にさせていただくとともに、関係団体等に周知いただきたい。(これまでに、平成 27 年 6 月 30 日、12 月 9 日、平成 28 年 11 月 9 日、平成 30 年 3 月 7 日に開催)

## エ 芸術文化活動及びレクリエーション活動等の推進

芸術文化活動やレクリエーション活動等を通じて、障害者同士の交流や余暇の充実等を図る観点から、障害者の作品展やレクリエーション教室の開催、障害者が運動に親しむ機会の提供等に関する支援については、地域生活支援事業の「レクリエーション活動等支援」及び「芸術文化活動振興」の対象としているので、都道府県及び市町村においては、積極的に活用されたい。

## (2) 「国際障害者交流センター」の活用

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを目的として設置されたものであり、全館にバリアフリー設備を整え、あらゆる者にとって利用しやすい 21 世紀のノーマライゼーションのモデル施設である。



ビッグ・アイは、最大 300 席の車椅子席を設定でき、障害のある者も障害のない者も利用可能な多目的ホールや、研修室、車椅子利用でも余裕の広さがある宿泊室を備えており、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催している。

各都道府県においては、積極的な施設利用及び主催事業の関係機関への周知・案内について、引き続きご協力をお願いしたい。

(資料 3-2) 国際障害者交流センター (ビッグ・アイ) の案内、実施事業一覧 (詳細については、センターHP「<http://www.big-i.jp/>」を参照。)

併せて、災害時に障害者への支援を行うボランティアリーダーを養成する「災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成研修事業」、東日本大震災での課題を踏まえ、災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた避難方法や支援方法等を熟知し、災害時に地域において中心となって活動できるリーダー的人材を養成する「災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成研修事業」を実施しており、引き続き 30 年度も実施を予定しているので、関係機関への周知をお願いしたい。

### (3) 身体障害者補助犬について

#### ア 身体障害者補助犬育成促進事業の活用

使用者とともに身体障害者補助犬が、地域社会で円滑に受け入れられるためには、使用者と受入側の相互の理解を深めることが重要である。これまでも補助犬の育成や理解促進等を行う「身体障害者補助犬育成促進事業」を地域生活支援事業の都道府県事業として実施してきたところである。

平成 30 予算案においては、本事業を国として促進すべきものとして、地域生活支援促進事業に位置付け、1/2 の補助率を確保し、質の高い事業実施を図ることとしている。

本事業においては、

- ① 身体障害者補助犬の育成に要する費用
- ② 地域における理解促進や普及・啓発
- ③ 利用希望者のニーズ把握、訓練事業者の供給体制の把握
- ④ 他県との連携体制の構築

が対象となっている。①については、盲導犬だけでなく、介助犬、聴導犬も対象となっており、また、②～④については、平成 28 年度から追加された項目であるが、国民の理解促進のために欠かせない事業であると考えている。

各都道府県におかれては、本事業を積極的にご活用いただき、身体障害者補助犬法の趣旨を踏まえつつ、地域の理解促進、ニーズ・供給体制の把握及び良質な補助犬の確保に、より一層取り組んでいただきたい。

(資料 3-3) 身体障害者補助犬関係資料

## イ 訓練事業者との情報共有について

介助犬、聴導犬の認定は身体障害者補助犬法に規定する指定法人により行われており、認定の状況等に関しては指定法人より厚生労働省に報告・届出を行うこととなっている。

しかしながら、指定法人と訓練事業者との情報共有が行われておらず、適切に報告・届出が行われなかった事例がみられた。指定法人が身体障害者補助犬の状況を的確に把握するためには、訓練事業者との情報共有が欠かせないものであるため、都道府県等におかれては、訓練事業者が補助犬使用者の状況を定期的に確認した上で適切な支援をするとともに、認定を行った指定法人との情報を共有できるよう、指導・助言をお願いします。

また、身体障害者補助犬の訓練事業は第二種社会福祉事業であり、事業の開始にあたっては事業を実施する都道府県において届出を行うこととされている。厚生労働省では、各都道府県等にご協力いただき、訓練事業者等の情報をホームページに掲載し、情報提供を行っている。都道府県等におかれては、訓練事業者に関する情報の変更（新設、名称変更、移転等）の届出があった場合は、速やかに当室へお知らせいただくよう、お願いします。

## ウ 制度の理解促進、普及啓発

身体障害者補助犬の使用者が地域で安心して生活するためには、地域において補助犬及びその使用者に対する正しい理解の促進が重要である。さらに、2020年東京オリンピックパラリンピック競技大会において、海外の身体障害者補助犬使用者の来日も想定され、受け入れを円滑に進めるため、さらなる普及啓発が必要である。

厚生労働省では、これまでも「身体障害者補助犬法」の趣旨に沿って、リーフレット・ステッカー等の作成・配布や普及啓発イベントの開催等により、各自治体のご協力も得ながら、身体障害者補助犬やその使用者に対する国民の理解の促進に取り組んできたところである。また、昨年5月に、海外の補助犬使用者に対し、日本の身体障害者補助犬の制度等を周知するポータルサイトを開設する等して、国内外への普及啓発に努めている。

海外向けポータルサイト“Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities” Portal Site

<http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilitie>

しかしながら、一部の医療機関や、飲食店等において、未だに身体障害者補助犬の同伴が拒否される例が散見されるところであり、より一層の理解促進や普及啓発が必要である。

都道府県におかれては、障害者差別解消法の趣旨を踏まえつつ、制度の周知徹底をお願いしますとともに、前述の「身体障害者補助犬育成促進事業」を積極的に活用いただく等により、理解促進、普及啓発に努めていただくよう、お願いします。

なお、広報啓発活動において、厚生労働省作成のリーフレット等の追加が必要な

場合には送付するので、以下の連絡先までご連絡いただきたい。

(連絡先) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室 社会参加支援係  
TEL : 03-5253-1111 (内線3073)

[参考] 厚生労働省HP  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html>

#### (4) 補装具費支給制度

##### ア 補装具費支給制度における借受けの導入について（平成30年度施行）

これまで、身体障害者の身体機能を補完・代替する補装具の「購入」に要する費用について補装具費が支給されてきたが、平成30年度からは、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「借受け」が適切な場合に限り、「借受け」に要する費用についても、新たに補装具費の支給の対象とすることとしており、年度末に関係省令、告示、通知等を発出予定である。

具体的には、平成30年1月16日付事務連絡「補装具費支給制度における借受けの導入に係る留意事項について」において、制度の基本的な考え方等をお示ししたところであるが、詳細な内容については、補装具費支給事務取扱指針を改正して周知する予定であるので、管内市区町村に周知するとともに、身体障害者更生相談所、指定自立支援医療機関及び保健所に情報提供願いたい。

また、借受けの円滑な運用には、身体障害者更生相談所による技術的助言が重要であるため、身体障害者更生相談所が市町村と十分連携できるよう、ご配慮をお願いします。

また、平成29年度障害者総合福祉推進事業「補装具費支給制度における借受け導入に向けた研修等のあり方に関する調査研究」において、実施団体である公益財団法人テクノエイド協会が「補装具費支給事務ガイドブック」を改訂予定であるため、ご活用いただきたい。

##### イ 補装具費の支給に係る基準額等の改正について

補装具費支給制度における基準額等は、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」で示しているところであるが、平成30年4月1日より改正することとしている。各都道府県におかれては、制度が円滑に運用されるよう、管内市区町村に周知するとともに、身体障害者更生相談所、指定自立支援医療機関及び保健所にも情報提供をお願いします。

## ウ 補装具の適切な支給に向けた取組の推進

補装具費支給制度の運用にあたっては、申請者の利便性の向上を図りつつ、公平かつ適正に支給されるよう、各自治体において様々な取組を行っていただいているところである。申請者の状況を適切に判定し、支給決定された補装具が確実に申請者に引き渡されるよう、引き続き補装具費の適正な運用に向けた取組をお願いする。

当室へは、これまでも、下記のような取組の好事例について報告を受けているところであり、各自治体におかれては、これらを参考としつつ、各地域の状況に応じた工夫を行っていただくとともに、補装具費の適切な支給に向けた全国の取組を推進するためにも、各自治体における取組の好事例について、積極的に情報提供いただきたい。

### 【取組例】

<都道府県域が広大な自治体の場合の対応>

- ① 身体障害者更生相談所（支所を含む）の複数設置
- ② 巡回相談（判定）の実施

<適切な補装具取扱い業者を選定するための対応>

- ① 事業者の専門性の確認（「認定補聴器専門店」等の民間認定を含む）
- ② 取扱い種目に対応した専門知識を有する者の配置状況の確認（「認定補聴器技能者」等の民間資格を含む）

（資料 3 - 4）認定補聴器専門店と認定補聴器技能者

<適切な補装具の引き渡し・使用状況の確認等を行うための対応>

- ① 処方に係わった医療機関との連携の強化による補装具使用状況の確認
- ② 補装具の引渡し後、直接又は写真の提出等により、支給決定内容との突合・確認を行う

## エ 難病患者等に対する補装具費の取扱い

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わり、難病患者等についても補装具費の支給対象となっている。

各市町村におかれては、障害者総合支援法に基づく補装具が必要と認められる難病患者等に対し、補装具費の支給を行う必要があるが、難病患者等から支給の相談及び申請が行われた場合には、身体の状態や生活環境を考慮するなど、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

## オ 介護保険との適用関係

補装具費と介護保険制度との適用関係については、車椅子など補装具と同様の品

目は介護保険サービスによる保険給付を優先して受けることが基本となるが、標準的な既製品ではなく、身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については補装具費を支給して差し支えないこととしている（平成 19 年 3 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」参照）。このため、各市町村におかれては、障害者等の年齢によって一律に介護保険給付を優先適用させることなく、障害者等の個別の状況を考慮した上で適切に判断するようお願いする。

#### カ 耐用年数の取扱い

耐用年数は、あくまで通常の装着状態等における修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、補装具費の支給を受けた障害者等の身体状況や使用状況によって実耐用年数が異なるものと考えられる。このため、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の障害者等の実情に沿った対応が行われるよう十分な配慮をお願いする。

### (5) 日常生活用具給付等事業

#### ア 日常生活用具給付等事業の適正な実施等

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組により、平成 28 年度実績では、ほぼ 100%の市町村で実施している。

本事業は事業費が年々増加傾向にあることから、今後も安定した事業運営を行うためには、各市町村において、事業実施の効率化が図られる必要がある。

このため、各市町村においては、過去に国が定めた基準額や実施方法等にとらわれることなく、ニーズを把握した上で実勢価格の調査を行う等、地域の実情に即した、適切な種目や基準額等となるよう見直しに努められたい。

特に、ストーマ用装具については、購入価格につき、複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するほか、紙おむつ等については、適宜、使用の必要性やその使用実績、納品状況、実勢価格の調査を行うこと等により適切な給付となるよう努められたい。

なお、財源の状況等により一律に給付が行われないなど、必要な方への給付が制限されることがないように、ご留意いただきたい。

#### イ 日常生活用具給付等事業の耐用年数の取扱い

日常生活用具の耐用年数については、各自治体の判断により決めていただいているところであるが、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合等には、耐用年数にかかわらず、柔軟に日常生活用具の給付等を行っていただきたい。

## ウ 難病患者等における日常生活用具給付等事業の取扱い

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わり、難病患者等についても日常生活用具給付等事業の対象となっている。

各市町村におかれては、障害者総合支援法に基づき、必要と認められる難病患者等に日常生活用具の給付等を行う必要があるが、給付等の相談並びに申請が行われた場合には、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

## (6) 障害者自立支援機器等

### ア 障害者自立支援機器の開発・普及促進

障害者の自立や社会参加を促進するためには、障害者のニーズを踏まえた自立支援機器の実用的製品化支援や技術支援が重要である。このため、実用的製品化に要する費用の一部を助成することにより、新たな企業の参入を促し、各企業が適切な価格で障害者が利用しやすい機器を製品化し、普及を図ることを促進しているところである。

開発費については、これまで、モニター評価に要する経費などの実用的製品化に要する費用の一部について、総事業費の 1 / 2 を助成していたが、平成 29 年度予算からは、開発を行う中小企業に対する補助率を 2 / 3 にかさ上げし、新たな企業の参入を促すとともに、より一層の開発を促進している。

また、平成 30 年度予算案では、実用的製品の普及がまだ進んでいないことに鑑み、既に効果的に実用的製品を活用している好事例を普及する事業を加えることにより、実用的製品の普及を促し、障害者の自立や社会参加の促進を図ることとしている。

なお、本事業は、公募により実施団体を決定していることから、予算案成立後、速やかに実施団体の決定を行い、その後、開発企業の募集を行う予定である。

### イ シーズ・ニーズマッチング交流会の開催

平成26年度から、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映させた機器開発をスタートさせる機会を設ける「シーズ・ニーズマッチング交流会」を開催し、実用的製品開発に寄与するとともに、障害者自立支援機器の分野への企業の新規参入を促進しているところである。平成29年度は、福岡、大阪、東京の3ヶ所で開催し、ニーズ側の障害当事者・団体及びシーズ側の開発企業等、双方から有意義であった旨のご意見をいただいたところである。また、各自治体の職員等にとっても、障害者のニーズの把握や実際に支援機器に触れる場として大変有意義なものと考えている。

平成30年度は、開催場所や開催日数の見直しを行い、より参加しやすいよう工夫することとしているので、各都道府県におかれては、管内市区町村、関係団体及び福祉機器開発関連企業等に対して周知を図っていただくとともに、産業振興担当等関係部局の担当職員とともに積極的な参加をお願いしたい。

## ウ 福祉用具ニーズ情報収集・提供システム

公益財団法人テクノエイド協会において、障害当事者や介護者等から、福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムを構築し、平成22年2月から運用しているところである。

平成28年3月からは、スマートフォンからの投稿も可能となるよう改良されたところであるので、各都道府県等におかれては、このシステムをより一層ご活用いただくとともに、管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その利用の促進をお願いしたい。

(参考 URL: <http://www.techno-aids.or.jp/>)

## エ 地域における障害者自立支援機器の普及促進

近年の開発技術の進歩などにより、障害者向けの支援機器の開発が進んでいるが、地域における障害者のみならず、病院や市町村からは、どういった支援機器があるか分からない、活用できるか分からないといった声がある。

一方、開発を行う企業としても、障害者がどのような困りごとがあるか、どのような支援機器があると生活や社会参加に役立つか、ニーズを把握する機会が乏しいといったご意見が見受けられるところである。

このため、平成28年度に、地域生活支援事業（指定都市を含む都道府県事業）のメニューに「地域における障害者自立支援機器の普及促進事業」を追加し、地域において障害者の自立支援や社会参加に資する支援機器を広く普及する拠点となる「障害者支援機器活用センター」において、個別相談等を通じてニーズの把握を行いながら、地域の社会資源を活用したネットワークづくりや機能強化を支援することにより、支援機器を活用した障害者の社会参加や自立の促進を図ることとしたところである。

当該事業は、地域において新たな社会資源を創造し育てていく事業であり、厚生労働省としても、現場の状況を把握していきながら、具体的なイメージや事例について、引き続き、情報提供していきたいと考えている。

各都道府県、指定都市におかれては、積極的に当該事業の活用をご検討いただき、より障害者のニーズに即した支援機器の開発が促進されるとともに、支援機器の必要な方に適切な支援機器がより確実に届くよう、地域における障害者の支援環境の充実を図っていただきたい。

(資料3-5) 障害者自立支援機器等開発促進事業の概要等





# 資 料



# 地域生活支援事業費等補助金 平成30年度予算案の概要

平成29年度予算

**地域生活支援事業費等補助金 488 億円**

- 地域生活支援事業 454 億円 (50/100以内)
- 地域生活支援促進事業 34 億円 (1/2,定額)



平成30年度予算

**地域生活支援事業費等補助金 493億円**

- 地域生活支援事業 451 億円 (50/100以内)
- 地域生活支援促進事業 42 億円 (1/2,定額)

## 見直し内容

### 地域生活支援事業

#### (1) 新規事業

- ①失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

#### (2) 事業の拡充

- ①精神障害者地域生活支援広域調整等事業
- ②レクリエーション活動等支援

#### (3) 地域生活支援促進事業への移行

- ①身体障害者補助犬育成促進事業

### 地域生活支援促進事業

#### (1) 地域生活支援事業からの移行

- ①身体障害者補助犬育成促進事業

#### (2) 新規事業

- ①発達障害児者及び家族等支援事業
- ②発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業
- ③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業
- ④重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

#### (3) 事業の拡充

- ①工賃向上計画支援等事業
- ②障害者芸術文化祭・開催事業
- ③障害者就業・生活支援センター事業

「地域生活支援事業等の実施について」新旧対照表(案)

(下線が該当部分)

改正案	現行
<p>障発第0801002号 平成18年 8月 1日 改正 平成19年 6月18日 改正 平成20年 3月28日 改正 平成21年 3月31日 改正 平成22年 3月25日 改正 平成23年 3月30日 改正 平成24年 4月 5日 改正 平成25年 5月15日 改正 平成26年 3月31日 改正 平成26年 6月10日 改正 平成27年 4月10日 改正 平成28年 3月30日 改正 平成28年11月14日 改正 平成29年 3月27日 改正 平成29年 9月 7日 <u>改正 平成30年 3月 ●日</u></p>	<p>障発第0801002号 平成18年 8月 1日 改正 平成19年 6月18日 改正 平成20年 3月28日 改正 平成21年 3月31日 改正 平成22年 3月25日 改正 平成23年 3月30日 改正 平成24年 4月 5日 改正 平成25年 5月15日 改正 平成26年 3月31日 改正 平成26年 6月10日 改正 平成27年 4月10日 改正 平成28年 3月30日 改正 平成28年11月14日 改正 平成29年 3月27日 改正 平成29年 9月 7日</p>

(資料1-2)

<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 ( 公 印 省 略 )</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業等の実施について</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条及び第78条に基づき、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業について、今般、別紙1のとおり「地域生活支援事業実施要綱」を定め、平成18年10月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>また、新たに、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援促進事業について、別紙2のとおり「地域生活支援促進事業実施要綱」を定め、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、本事業を実施するとともに、管内市町村に対して周知徹底を図るなど本事業の円滑な実施について協力を賜りたい。</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 ( 公 印 省 略 )</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業等の実施について</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条及び第78条に基づき、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業について、今般、別紙1のとおり「地域生活支援事業実施要綱」を定め、平成18年10月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>また、新たに、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援促進事業について、別紙2のとおり「地域生活支援促進事業実施要綱」を定め、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、本事業を実施するとともに、管内市町村に対して周知徹底を図るなど本事業の円滑な実施について協力を賜りたい。</p>
---	---

改正案	現行
<p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1 (同右)</p> <p>2 実施主体</p> <p>(1)市町村地域生活支援事業 (同右)</p> <p>(2)都道府県地域生活支援事業</p> <p style="padding-left: 2em;">都道府県を実施主体とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、発達障害者支援センター運営事業及び発達障害者支援地域協議会による体制整備事業は指定都市を含み、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業は指定都市及び中核市を<u>含み、精神障害者地域生活支援広域調整等事業の地域生活支援広域調整会議等事業及び地域移行・地域生活支援事業は指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市を含む。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。</p>	<p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施主体</p> <p>(1)市町村地域生活支援事業 (略)</p> <p>(2)都道府県地域生活支援事業</p> <p style="padding-left: 2em;">都道府県を実施主体とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、発達障害者支援センター運営事業及び発達障害者支援地域協議会による体制整備事業は指定都市を含み、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業は指定都市及び中核市を<u>含む。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。</p>

<p>3～6（同右）</p> <p>（別記1）・（別記2）（同右）</p> <p>（別記3）</p> <p style="text-align: center;">相談支援事業</p> <p>1・2（同右）</p> <p style="text-align: right;">【別添1】</p> <p style="text-align: center;">障害者相談支援事業</p> <p>1～4（同右）</p> <p>5 権利の擁護のために必要な援助の例</p> <p>障害者等に対する介護者等からの虐待を発見した場合は、迅速に保護のための措置を行うよう努めること。また、成年後見制度の利用が必要と認められる場合は、関係機関と連携の上、成年後見制度を利用することができるよう必要な支援を行うこと。</p> <p>なお、2親等以内の親族の存在が明らかであっても、当該親族による支援が見込まれない場合は、市町村長が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第15条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことができるので、成年後見制度を利用できないことがないよう、その活用に努めること。</p> <p><u>また、精神科病院を訪問し、入院患者の退院に向けた意思決定支援や退</u></p>	<p>3～6（略）</p> <p>（別記1）・（別記2）（略）</p> <p>（別記3）</p> <p style="text-align: center;">相談支援事業</p> <p>1・2（略）</p> <p style="text-align: right;">【別添1】</p> <p style="text-align: center;">障害者相談支援事業</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 権利の擁護のために必要な援助の例</p> <p>障害者等に対する介護者等からの虐待を発見した場合は、迅速に保護のための措置を行うよう努めること。また、成年後見制度の利用が必要と認められる場合は、関係機関と連携の上、成年後見制度を利用することができるよう必要な支援を行うこと。</p> <p>なお、2親等以内の親族の存在が明らかであっても、当該親族による支援が見込まれない場合は、市町村長が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第15条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことができるので、成年後見制度を利用できないことがないよう、その活用に努めること。</p>
--	---

院請求などの権利行使の援助を行うよう努めること。

【別添2】

基幹相談支援センター

1～4(同右)

5 人員体制

基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員(主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等)を配置する。

6・7(同右)

(別記4)～(別記10) (同右)

【別添2】

基幹相談支援センター

1～4(略)

5 人員体制

基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員(相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等)を配置する。

6・7(略)

(別記4)～(別記10) (略)



<p>(別記 11)</p> <p style="text-align: center;">任意事業</p> <p>(同右)</p> <p>【日常生活支援】 (1)～(8) (同右)</p> <p>【社会参加支援】 (1) レクリエーション活動等支援 レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者等が運動に触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行う。</p> <p>【就業・就労支援】 (1)～(2) (同右)</p> <p>(別記 12) (同右)</p>	<p>(別記 11)</p> <p style="text-align: center;">任意事業</p> <p>(略)</p> <p>【日常生活支援】 (1)～(8) (略)</p> <p>【社会参加支援】 (1) レクリエーション活動等支援 レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者等がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行う。</p> <p>【就業・就労支援】 (1)～(2) (略)</p> <p>(別記 12) (略)</p>
--	--

(別記 13)

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

1 (同右)

2 事業内容

(1)・(2) (同右)

(3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向け意思疎通支援者を養成研修する。

3 留意事項

(1)・(2) (同右)

(3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業は次の点に留意すること。

ア 平成30年●月●●日障企自発●●第●号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム等について(仮)」を基本に実施すること。

イ 研修講師としては、失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修(一般社団法人日本言語聴覚士協会主催)を修了した者を活用するよう努めること。

(別記 14)～(別記 17) (同右)

(別記 13)

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

1 (略)

2 事業内容

(1)・(2) (略)

(新規)

3 留意事項

(1)・(2) (略)

(新規)

(別記 14)～(別記 17) (略)

<p>(別記 18)</p> <p style="text-align: center;">任意事業</p> <p>(同右)</p> <p>【日常生活支援】 (1)～(7) (同右)</p> <p>【社会参加支援】 (1)～(7) (同右)</p> <p><u>(8) 削除</u></p>	<p>(別記 18)</p> <p style="text-align: center;">任意事業</p> <p>(略)</p> <p>【日常生活支援】 (1)～(7) (略)</p> <p>【社会参加支援】 (1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 身体障害者補助犬育成促進</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ア 目的</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬及び聴導犬)を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成(訓練を含む)に要する費用を助成する。また、良質な補助犬の充実を図るとともに、地域における補助犬に対する理解促進を図る。なお、実施主体は、障害者団体・訓練事業者など関係者の意見・要望を聞き、需要の積極的把握に努めるとともに育成計画を策定するよう努めること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ 事業内容</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>(ア) 理解促進、普及・啓発</u></p> <p style="padding-left: 6em;"><u>市町村、民間の理解促進を図るための研修会の開催、ユーザーへの研修、広報など、地域の理解促進を図るための取組。</u></p> <p style="padding-left: 6em;"><u>※ 関係団体やユーザーとの連携を図ること。</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>(イ) 育成計画の作成</u></p> <p style="padding-left: 6em;"><u>a ニーズ並びに供給体制の把握</u></p>
---	--

<p>(8) 奉仕員養成研修（同右）</p> <p>(9) レクリエーション活動等支援 レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者等が<u>運動</u>に触れる機会を提供するため、指導者の養成、広域で行う各種レクリエーション教室や大会・運動会を開催するなど、市町村と連携し、地域間の取組の均てんを図りながら、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行う。</p> <p>(10) 芸術文化活動振興（同右）</p> <p>(11) サービス提供者情報提供等（同右）</p> <p>(12) 地域における障害者自立支援機器の普及促進（同右）</p>	<p><u>各都道府県における各補助犬の利用を希望する者や訓練事業者の育成状況（育成可能頭数・見込み等）等の把握</u></p> <p>b <u>他県との連携体制の構築</u> 育成計画の作成に当たり、上記の実態把握を活用し、貸与希望者、育成状況をマッチングするための隣接県等との連携協議会（育成事業者も参画）の設置等</p> <p><u>※ あわせて、地域課題やノウハウの共有を図る。</u></p> <p>(ウ) <u>補助犬の育成</u> <u>マッチングを含む各補助犬の育成に要する経費の補助。</u></p> <p>(9) 奉仕員養成研修（略）</p> <p>(10) レクリエーション活動等支援 レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者等が<u>スポーツ</u>に触れる機会を提供するため、指導者の養成、広域で行う各種レクリエーション教室や大会・運動会を開催するなど、市町村と連携し、地域間の取組の均てんを図りながら、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行う。</p> <p>(11) 芸術文化活動振興（略）</p> <p>(12) サービス提供者情報提供等（略）</p> <p>(13) 地域における障害者自立支援機器の普及促進（略）</p>
--	---

(13) 視覚障害者用地域情報提供（同右）

(14) 企業CSR連携促進（同右）

【就業・就労支援】

(1)～(4)（同右）

【重度障害者に係る市町村特別支援】

1・2（同右）

（別記 19）（同右）

(14) 視覚障害者用地域情報提供（略）

(15) 企業CSR連携促進（略）

【就業・就労支援】

(1)～(4)（略）

【重度障害者に係る市町村特別支援】

1・2（略）

（別記 19）（略）

<p>別紙 2</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援促進事業実施要綱</p> <p>1 (同右)</p> <p>2 実施主体</p> <p>(1) 市町村地域生活支援促進事業 (同右)</p> <p>(2) 都道府県地域生活支援事業 都道府県を実施主体とする。</p> <p>ただし、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業、発達障害者支援体制整備事業、<u>医療的ケア児等コーディネーター等養成研修等事業及び発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業</u>は指定都市を含み、<u>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業</u>は指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市を含み、アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業、薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業及びギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業は指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市並びに都道府県、指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市が適当と認められた団体を含む。</p> <p>なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。</p>	<p>別紙 2</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援促進事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施主体</p> <p>(1) 市町村地域生活支援促進事業 (略)</p> <p>(2) 都道府県地域生活支援促進事業 都道府県を実施主体とする。</p> <p>ただし、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業、発達障害者支援体制整備事業<u>及び</u>医療的ケア児等コーディネーター等養成研修等事業は指定都市を含み、アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業、薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業及びギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業は指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市並びに都道府県、指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市が適当と認められた団体を含む。</p> <p>なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。</p> <p>また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。</p>
--	--

また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

### 3 事業内容

#### (1) 市町村地域生活支援促進事業

以下に掲げる事業を行うことができる。

ア～ウ（同右）

エ 発達障害児者及び家族等支援事業 (別記4)

オ 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 (別記5)

#### (2) 都道府県地域生活支援促進事業

以下に掲げる事業及び社会福祉法人等が行う事業(力の障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業及びセ、ソ、タに限る)に対し補助する事業を行うことができる。

ア 発達障害児者地域生活支援モデル事業 (別記6)

イ かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 (別記7)

ウ 発達障害者支援体制整備事業 (別記8)

エ 障害者虐待防止対策支援事業 (別記9)

オ 障害者就業・生活支援センター事業 (別記10)

カ 工賃向上計画支援等事業 (別記11)

キ 就労移行等連携調整事業 (別記12)

ク 障害者芸術・文化祭開催事業 (別記13)

ケ 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 (別記14)

コ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業 (別記15)

サ 強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修)  
(別記16,16-2)

シ 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業  
(別記17)

ス 成年後見制度普及啓発事業 (別記18)

セ アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業 (別記19)

ソ 薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業 (別記20)

タ ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業 (別記21)

### 3 事業内容

#### (1) 市町村地域生活支援促進事業

以下に掲げる事業を行うことができる。

ア～ウ（略）

(新規)

(新規)

#### (2) 都道府県地域生活支援促進事業

以下に掲げる事業及び社会福祉法人等が行う事業(力の障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業及びセ、ソ、タに限る)に対し補助する事業を行うことができる。

ア 発達障害児者地域生活支援モデル事業 (別記4)

イ かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 (別記5)

ウ 発達障害者支援体制整備事業 (別記6)

エ 障害者虐待防止対策支援事業 (別記7)

オ 障害者就業・生活支援センター事業 (別記8)

カ 工賃向上計画支援事業 (別記9)

キ 就労移行等連携調整事業 (別記10)

ク 障害者芸術・文化祭開催事業 (別記11)

ケ 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 (別記12)

コ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業 (別記13)

サ 強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修)  
(別記14,14-2)

シ 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業  
(別記15)

ス 成年後見制度普及啓発事業 (別記16)

セ アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業 (別記17)

ソ 薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業 (別記18)

タ ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業 (別記19)

<p>チ「心のバリアフリー」推進事業 (別記 22)  ツ 身体障害者補助犬育成促進事業 (別記 23)  テ 発達障害児者及び家族等支援事業 (別記 24)  ト 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業 (別記 25)  ナ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 (別記 26)</p> <p>(3) 特別促進事業  (1)及び(2)に定める事業以外の事業であって、あらかじめ厚生労働省へ協議した上で、地域の特性等に応じて都道府県又は市町村が実施する事業並びに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。 (別記 27)</p> <p>4～6 (同右)</p> <p>(別記1)～(別記3) (同右)</p> <p>(別記4)</p> <p style="text-align: center;"><u>発達障害児者及び家族等支援事業</u></p> <p><u>1 目的</u>  <u>ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入及びピアサポートの推進等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。</u></p> <p><u>2 事業内容</u>  <u>平成30年●月●日障発●●●●第●号厚生労働省発社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害児者及び家族等支援事業の実施について」に基づ</u></p>	<p>チ「心のバリアフリー」推進事業 (別記 20)</p> <p>(3) 特別促進事業  (1)及び(2)に定める事業以外の事業であって、あらかじめ厚生労働省へ協議した上で、地域の特性等に応じて都道府県又は市町村が実施する事業並びに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。 (別記 21)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(別記1)～(別記3) (略)</p> <p>(新設)</p>
--	---



き実施する。

(別記5)

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

1 目的

重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、もって、障害者の社会参加を促進することを目的とする。

2 実施主体

市町村とする。

3 事業内容

(1) 支援内容

(2)に定める対象者が(3)に定める大学等において修学するに当たり、大学等が当該対象者の修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等(以下「支援」という。)を提供する。

(2) 対象者

本事業の対象者は、以下の①、②及び③の要件をすべて満たす障害者(以下「対象者」という。)とする。

- ① 原則、重度訪問介護を利用する者(※)
- ② 入学後に停学その他の処分を受けていない者
- ③ 入学後に病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由なく前年度の修得単位数が皆無若しくは極めて少ないなど、学修の意欲に欠ける者

(新設)

※ 本事業は、本事業の利用時間と在宅におけるホームヘルプの利用時間を合わせたとき、比較的長時間にわたる総合的かつ断続的な支援となることが想定されることから、重度訪問介護利用者を対象としている。ただし、重度訪問介護の対象者であっても、支援の時間が長時間にならない場合は、重度訪問介護を利用していない場合であっても対象として差し支えない。

なお、重度訪問介護の対象者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 523 号)別表第2の1の注1のとおり。

### (3) 大学等の要件

本事業の対象となる大学等は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学等(大学(大学院及び短期大学を含む。))及び高等専門学校)とする。

また、本事業は、大学等が対象者に対する修学に係る支援体制を構築できるまでの間において支援を提供するものであることから、修学先の大学等については以下の①及び②の要件を満たすこととする。

① 障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会(※1)及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口(※2)が設置されていること。(※3)

※1 例えば、障害学生委員会、バリアフリー委員会、支援担当者会議など名称は問わない。また、学生支援委員会など他の専門委員会で障害学生支援について取扱う場合も含む。

※2 例えば、障害学生支援室、障害学生支援センター、バリアフリー支援室など名称は問わない。また、障害学生支援に関する専門部署ではないが、学生課や保健室等において障害学生支援業務を担当している場合も含む。

※3 平成30年度中に限り、大学等がこれらを設置する予定があることをもって、要件を満たすものとする。

② 大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。(※)

※ 本事業を初めて利用する対象者の場合、大学等が計画を立てる予定があることをもって足りるものとする。

#### (4) 運営基準

支援の提供に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第二章を参考に市町村が定める運営基準に基づき実施することとする。

### 5 留意事項

#### (1) 大学等への確認

市町村は、対象者から初めて事業の利用に係る申請があった場合又は前年度に本事業を利用していた対象者から継続的な利用に係る申請(以下「継続申請」という。)があった場合、修学先の大学等が3の(3)の要件を満たすかどうかを大学等に確認することとする。

なお、継続申請の場合、3の(3)の②について、過去1年間における支援体制の構築の進捗状況等を書面で確認を求めることとする。

#### (2) 本事業の対象外となる支援

本事業は、大学等における修学に係る支援を対象とするものであることから、大学等からの帰宅途中における余暇活動等、修学に関わらない活動への支援については事業の対象外とする。

なお、修学に関わらない活動への支援は、重度訪問介護の対象となり得ることに留意すること

<p>(別記<u>6</u>)</p> <p>発達障害児者地域生活支援モデル事業 (同右)</p> <p>(別記<u>7</u>)</p> <p>かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 (同右)</p> <p>(別記<u>8</u>)</p> <p>発達障害者支援体制整備事業</p> <p>1 (同右)</p> <p>2 事業内容等</p> <p>(1) 実施について</p> <p>以下に定める各支援事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。</p> <p>(2) 地域支援体制サポート (同右)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(別記<u>4</u>)</p> <p>発達障害児者地域生活支援モデル事業 (略)</p> <p>(別記<u>5</u>)</p> <p>かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 (略)</p> <p>(別記<u>6</u>)</p> <p>発達障害者支援体制整備事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業内容等</p> <p>(1) 実施について</p> <p>以下<u>(2)及び(3)</u>に定める各支援事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。</p> <p>(2) 地域支援体制サポート (略)</p> <p><u>(3) 家族支援体制整備</u></p> <p><u>ア 目的</u></p> <p><u>発達障害児者の子育てへの相談・助言、発達障害児者の不適応や問題行動に対しての家族支援体制の構築を図る。</u></p> <p><u>イ 事業の内容</u></p> <p><u>(ア) ペアレントメンター(注1)の養成に必要な研修等を実施し、家族の支援及び家族同士で支援できる体制の構築を図るとともに、ペアレントメ</u></p>
---	--

<p>(別記<u>9</u>)</p> <p>障害者虐待防止対策支援事業 (同右)</p> <p>(別記 <u>10</u>)</p> <p>障害者就業・生活支援センター事業</p> <p>1・2 (同右)</p>	<p><u>ンター・コーディネーター(注2)を配置し、家族への適切な支援に結びつける。</u></p> <p><u>(イ) 発達障害児者の適応力向上のためのペアレントトレーニング(注3)を実施する。</u></p> <p><u>(ウ) 発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)(注4)を実施する。</u></p> <p><u>(エ) その他、家族支援体制の構築に必要な取組を実施する。</u></p> <p><u>(注1)発達障害児者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う者。</u></p> <p><u>(注2)ペアレントメンターの活動状況を把握し、情報提供などのサポートや相談希望者(親など)とペアレントメンターを適切に結びつける判断を行う者。</u></p> <p><u>(注3)親が、自分の子どもの行動を観察して発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。</u></p> <p><u>(注4)子ども自身が、状況に応じてどのように行動したらよいかを、日常生活場面とは別の場所で練習すること。</u></p> <p>(別記<u>7</u>)</p> <p>障害者虐待防止対策支援事業 (略)</p> <p>(別記<u>8</u>)</p> <p>障害者就業・生活支援センター事業</p> <p>1・2 (略)</p>
---	--

<p><u>3 実施主体</u> 都道府県</p> <p>(別記 <u>11</u>)</p> <p style="text-align: center;"><u>工賃向上計画支援等事業</u></p> <p>1 目的 <u>障害者が地域で自立した生活を送るためには、一般就労に向けた支援や就労継続支援B型事業所等での工賃水準等が向上するよう支援していくことが重要である。</u> <u>このため、都道府県ごとに工賃水準の向上を図るための具体的な方策等を定めた「工賃向上計画」を策定し、事業所等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進し、もって障害者が地域で自立して生活することを支援するものである。</u></p> <p>2 事業内容 平成24年4月11日障発0411第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「<u>工賃向上計画支援等事業の実施について</u>」に基づき実施する。</p> <p><u>3 実施主体</u> 都道府県</p> <p>(別記 <u>12</u>)</p> <p style="text-align: center;">就労移行等連携調整事業</p> <p>1・2 (同右)</p> <p><u>3 実施主体</u> 都道府県</p>	<p><u>(新規)</u></p> <p>(別記 <u>9</u>)</p> <p style="text-align: center;"><u>工賃向上計画支援事業</u></p> <p>1 目的 <u>本事業において、都道府県ごとに工賃水準の向上を図るための具体的な方策等を定めた「工賃向上計画」を策定し、事業所で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進し、もって障害者が地域で自立して生活することを支援するものである。</u></p> <p>2 事業内容 平成24年4月11日障発0411第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「<u>工賃向上計画支援事業の実施について</u>」に基づき実施する。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(別記 <u>10</u>)</p> <p style="text-align: center;">就労移行等連携調整事業</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>
--	--

<p>(別記 <a href="#">13</a>) 障害者芸術・文化祭開催事業 (同右)</p> <p>(別記 <a href="#">14</a>) 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 (同右)</p> <p>(別記 <a href="#">15</a>) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業 (同右)</p> <p>(別記 <a href="#">16.16-2</a>) 強度行動障害支援者養成研修事業 (同右)</p> <p>(別記 <a href="#">17</a>) 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 (同右)</p> <p>(別記 <a href="#">18</a>) 成年後見制度普及啓発事業 (同右)</p> <p>(別記 <a href="#">19</a>) アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業 (同右)</p> <p>(別記 <a href="#">20</a>) 薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業 (同右)</p> <p>(別記 <a href="#">21</a>) ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業 (同右)</p> <p>(別記 <a href="#">22</a>) 「心のバリアフリー」推進事業 (同右)</p>	<p>(別記 <a href="#">11</a>) 障害者芸術・文化祭開催事業 (略)</p> <p>(別記 <a href="#">12</a>) 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 (略)</p> <p>(別記 <a href="#">13</a>) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業 (略)</p> <p>(別記 <a href="#">14.14-2</a>) 強度行動障害支援者養成研修事業 (略)</p> <p>(別記 <a href="#">15</a>) 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 (略)</p> <p>(別記 <a href="#">16</a>) 成年後見制度普及啓発事業 (略)</p> <p>(別記 <a href="#">17</a>) アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業 (略)</p> <p>(別記 <a href="#">18</a>) 薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業 (略)</p> <p>(別記 <a href="#">19</a>) ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業 (略)</p> <p>(別記 <a href="#">20</a>) 「心のバリアフリー」推進事業 (略)</p>
--	--

(別記 23)

身体障害者補助犬育成促進事業

1 目的

身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬及び聴導犬)を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成(訓練を含む)に要する費用を補助する。

加えて、地域における普及促進や必要とする利用希望者などの把握を踏まえた育成計画の作成、需要と供給の調整を行う体制を構築するための経費を補助し、補助犬ユーザーの社会参加がより一層促進されることを目的とする。

2 事業内容

(ア) 理解促進、普及・啓発

市町村や地域住民、不特定かつ多数の人が利用する民間施設等の理解促進を図るための研修会等の開催、ユーザーへの研修、広報など、地域の理解促進を図るための取組。

※ 関係団体やユーザーとの連携を図ること。

(イ) 育成計画の作成

a ニーズ並びに供給体制の把握

各都道府県における各補助犬の利用を希望する者や訓練事業者の育成状況(育成可能頭数・見込み等)等の把握

※ 障害者団体・訓練事業者など関係者の意見・要望を聞くこと

b 他県との連携体制の構築

育成計画の作成に当たり、上記の実態把握を活用し、貸与希望者、育成状況をマッチングするための隣接県等との連携協議会(育成事業者も

(新規)



<p><u>参画)の設置等</u></p> <p><u>※ あわせて、地域課題やノウハウの共有を図る。</u></p> <p><u>(ウ)補助犬の育成</u></p> <p><u>マッチングを含む各補助犬の育成に要する経費の補助。</u></p> <p><u>3 実施主体</u></p> <p><u>都道府県</u></p> <p><u>(別記 24)</u></p> <p><u>発達障害児者及び家族等支援事業</u></p> <p><u>1 目的</u></p> <p><u>ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入及びピアサポートの推進等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。</u></p> <p><u>2 事業内容</u></p> <p><u>平成 30 年●月●日障発●●●●第●号厚生労働省発社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害児者及び家族等支援事業の実施について」に基づき実施する。</u></p> <p><u>(別記 25)</u></p> <p><u>発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業</u></p> <p><u>1 目的</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
---	---------------------------------------

地域における円滑な発達障害の診療体制を構築するため、専門的な医療機関を中心とした医療のネットワークを構築し、中心となった医療機関は、医療関係者に向けた研修や診療支援及び受診を希望する当事者等に対する情報提供等を実施することで、発達障害に対応できる専門的な医療機関の確保を図る。

## 2 事業内容

平成30年●月●日障発●●●●第●号厚生労働省発社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」に基づき実施する。

(別記26)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

### 1 目的

精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要がある。また、長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会を構築していく必要がある。

このため、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」(以下

(新設)

「包括ケアシステム」という。）の構築を進める。具体的には、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村における障害保健福祉の担当部局、保健所、都道府県における精神科医療及び障害保健福祉の担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

## 2 実施主体

都道府県、指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市（以下この実施要綱において「都道府県等」という。）

## 3 事業内容等

### (1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

都道府県等は、事業を実施する圏域（障害保健福祉圏域を原則とする。）において、「保健・医療・福祉関係者による協議の場」（以下「協議の場」という。）を設置すること。既存の協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に規定する「（自立支援）協議会」をいう。）の専門部会又はそれと同等の既存の組織を協議の場として位置づけることは差し支えない。

#### (ア) 協議の場の参加者について

保健・医療・福祉関係者については、都道府県等の実情に応じ選定できるが、参加者としては次の者の参加が望ましい。

a 都道府県等における精神科医療を所管する部局の職員

- b 都道府県等における障害保健福祉を所管する部局の職員
- c 市町村における障害保健福祉を所管する部局の職員
- d 保健関係者：保健所、精神保健福祉センター等の職員及び市町村における精神保健担当保健師等
- e 医療関係者：精神科病院、その他の医療機関、訪問看護ステーション等の医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士等
- f 福祉関係者：基幹相談支援センター、福祉事務所、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所等の従事者等
- g その他の関係者：関係機関、関係団体、精神障害当事者及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者等

(イ)協議の場における協議内容について

協議内容は、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する内容であること。

(協議内容の例)

- a 精神障害者の住まいの確保支援に係る事項(共同生活援助事業所の整備を含む。)
- b ピアサポートの活用に係る事項(ピアサポーターの養成を含む。)
- c アウトリーチ支援に係る事項
- d 入院中の精神障害者の地域移行に係る事項(地域移行支援の活用促進を含む。)
- e 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事項

f 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事項

g 措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事項

h その他(包括ケアシステムの構築に資する事項)

(ウ)協議の場の開催について

協議の場の開催頻度は、四半期に1回程度とすることが望ましいが、合理的な理由があればこの限りでない。事業内容の評価や包括ケアシステムの構築状況の評価ができるように、協議の場を運営すること。

(2)精神障害者の住まいの確保支援に係る事業

都道府県等は、居住支援協議会の積極的な活用及び連携等により、精神障害者の住まいの確保支援の体制整備に努めること。具体的な例として、精神障害者が入居しやすい民間賃貸住宅情報の提供システムの構築や空き部屋のマッチングシステムの構築、公営住宅の入居促進、公的保証人制度の構築等がある。この際、障害福祉計画等に示す1年以上の長期入院患者の入院需要及び地域への移行に伴う基盤整備量を考慮するとともに、民間賃貸住宅への入居中の生活安定のための支援体制の構築も合わせて検討することが望ましい。

(3)ピアサポートの活用に係る事業

都道府県等は、精神科病院等に入院中の患者の地域移行や精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者の視点を重視した支援を充実する観点や精神障害者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点からピアサポーターを養成する等、ピアサポートの活用を推進するための体制整備に努めること。

#### (4)アウトリーチ支援に係る事業

都道府県等は、精神障害者の地域生活を支援するため、多職種による訪問支援(以下「アウトリーチ支援」という。)を行い、支援対象者及びその家族等(以下「対象者」という。)の状態等に応じて、必要な支援が適切に提供される体制の整備に努めること。また、個別の支援を通じて、保健・医療・福祉の連携による重層的な支援体制の構築を図ること。  
実施主体において、アウトリーチ支援の実施が有効であると判断した対象者に対して実施するものとする。

##### (対象者の例)

・精神疾患が疑われる未治療者

・精神科医療の中断者

・ひきこもりの精神障害者

・精神科病院への入退院を繰り返す者

・精神疾患による長期(概ね1年以上)入院後の退院者

・アウトリーチ支援が有効であると実施主体が判断した者

アウトリーチ支援を行うにあたっては、多職種による訪問支援が行える体制を整備すること。その際、精神科医師と十分に連携が図れる体制をとること。

新規導入者の選定、概ね6ヶ月時点における支援内容の評価、終了者の検討については、都道府県等(保健所、精神保健福祉センター等)及び支援者等が参画したケース・カンファレンスを開催すること。

また、新規者、概ね6ヶ月時点での状況、終了者については、事業の実施主体である都道府県等へ報告すること。

(5)入院中の精神障害者の地域移行に係る事業

都道府県等は、精神科病院等に入院中の患者を対象に、退院に向けた包括的な相談・支援の実施等、入院中の精神障害者の地域移行に係る取組に努めること。

(6)包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業

都道府県等は、包括ケアシステムの構築状況の実態把握に努めること。具体的な方法例として、アンケート調査や関係団体等へのヒアリング、精神障害者や家族等のニーズ把握、精神保健福祉資料等の既存データの活用、分析、評価、活用等がある。

(7)精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業

都道府県等は、精神科病院、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所等の職員に対し、精神障害者の地域移行に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進するため、地域の関係者と協働し、研修の実施に努めること。なお、研修においては、以下の点に留意すること。

ア 精神科病院等の医療従事者及び相談支援事業所等の職員が精神障害者の地域移行に関し相互理解を深められるものであること。

イ 包括ケアシステムの構築に資する内容であること。

(8)措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業

都道府県等は、措置入院者等の退院後の医療等の継続支援が実施できるように、制度の周知や人材育成などの必要な取組の実施に努めること。

(9)精神障害者の家族支援に係る事業

都道府県等は、精神障害者の家族が、包括ケアシステムに対する理解を深めるとともに、家族が安心して、精神障害者本人に対する支援ができるよう、家族支援に努めること。なお、実施においては、以下の点に留意すること。

ア 相談等を通じて家族のニーズを把握すること。その上で、精神障害者の家族が抱える課題を整理して、それぞれのニーズに合った支援を行うよう努めること。

イ 協議の場等を活用し、精神障害者の家族が抱える課題等を共有化するよう努めること。

ウ 包括ケアシステムの構築に向けた課題等について、保健・医療・福祉関係者と家族が互いに理解できるような機会(合同研修会等)を設けるよう努めること。

エ 家族会等の組織育成支援にあたっては、家族会を後方支援できるようなネットワークづくりに努めること。

#### (10)その他

都道府県等は、(1)～(9)に掲げる事業のほか、包括ケアシステムの構築に資する事業を実施することができる。

#### 4 留意事項

(1) 支援対象者等のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、個人情報に関する管理責任者を定めるとともに、支援従事者は正当な理由なくその業務を通じ知り得た個人情報を漏らしてはならないこと。



(2) 都道府県等は、事業の一部を補助により実施する場合、事業の趣旨を踏まえた補助に係る要綱を定める等、事業が適切に行われるよう必要かつ適切に関与しなければならない。

(3) 都道府県等は、事業の一部を委託する場合、受託者に対し、委託する業務の内容、個人情報の適切な取扱いに関する内容等を契約に盛り込み受託者の義務とするほか、業務が適切に行われていることを定期的に確認することなど必要かつ適切な監督をしなければならない。

(4) 医療保険、介護保険、自立支援給付等の既存制度で請求可能な支援と重複する支援内容については、本事業の補助対象とはならないので留意すること。

(5) 都道府県等は、地域の実情に合わせ3(2)～(10)の事業メニューを実施することができるが、その際は、3(1)に定めた協議の場を必ず設けるものとする。

(6) 都道府県等は、本事業の実施状況について、事業の一部を委託している場合も含め、関係実施機関から事業実施の報告を求めるとともに、事業実施状況の調査・指導等を行うものとする。

(7) 都道府県等は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に向けて国が実施する会議や調査等に協力すること。

(別記 27)

特別促進事業 (同右)

(別記 21)

特別促進事業 (略)

<p>別紙3</p> <p style="text-align: center;">廃止通知一覧</p> <p>1～19（同右）</p> <p><u>20. 平成29年4月18日障発0418第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業の実施について」</u></p>	<p>別紙3</p> <p style="text-align: center;">廃止通知一覧</p> <p>1～19（略）</p> <p>（新規）</p>
---	---

地域生活支援事業費等補助金 執行スケジュール (案)

		5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
		中旬	下旬	下旬	中旬	下旬	中旬	下旬	中旬	下旬	中旬	下旬	中旬	下旬	中旬	下旬	中旬	下旬	中旬	下旬	中旬	下旬	中旬	下旬	中旬	下旬	中旬	下旬	中旬	下旬	中旬	下旬		
平成30年度スケジュール	地域生活支援事業	特別支援事業																																
		国庫補助協議																																
	地域生活支援促進事業	協議書提出期限																																
		国庫補助協議																																
(参考)平成29年度	地域生活支援事業	特別支援事業																																
		国庫補助協議																																
	地域生活支援促進事業	協議書提出期日																																
		国庫補助協議																																

(注) 地域生活支援促進事業のうち国庫補助協議を要する一部の事業及び特別促進事業の内示の時期については、事業担当係により異なる場合がある。  
 ※現時点でのスケジュールであり、今後変更の可能性がある。

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

(下線部が改正部分)

改正案	現行
<p>厚生労働省発障0825第1号 平成21年8月25日</p>	<p>厚生労働省発障0825第1号 平成21年8月25日</p>
<p>第1次改正 平成22年5月19日</p>	<p>第1次改正 平成22年5月19日</p>
<p>厚生労働省発障0519第1号</p>	<p>厚生労働省発障0519第1号</p>
<p>第2次改正 平成23年1月5日</p>	<p>第2次改正 平成23年1月5日</p>
<p>厚生労働省発障0105第1号</p>	<p>厚生労働省発障0105第1号</p>
<p>第3次改正 平成23年6月16日</p>	<p>第3次改正 平成23年6月16日</p>
<p>厚生労働省発障0616第2号</p>	<p>厚生労働省発障0616第2号</p>
<p>第4次改正 平成24年2月3日</p>	<p>第4次改正 平成24年2月3日</p>
<p>厚生労働省発障0203第7号</p>	<p>厚生労働省発障0203第7号</p>
<p>第5次改正 平成24年8月8日</p>	<p>第5次改正 平成24年8月8日</p>
<p>厚生労働省発障0808第11号</p>	<p>厚生労働省発障0808第11号</p>
<p>第6次改正 平成25年8月9日</p>	<p>第6次改正 平成25年8月9日</p>
<p>厚生労働省発障0809第1号</p>	<p>厚生労働省発障0809第1号</p>
<p>第7次改正 平成26年2月13日</p>	<p>第7次改正 平成26年2月13日</p>
<p>厚生労働省発障0213第2号</p>	<p>厚生労働省発障0213第2号</p>
<p>第8次改正 平成26年3月31日</p>	<p>第8次改正 平成26年3月31日</p>
<p>厚生労働省発障0331第7号</p>	<p>厚生労働省発障0331第7号</p>
<p>第9次改正 平成26年12月2日</p>	<p>第9次改正 平成26年12月2日</p>
<p>厚生労働省発障1202第4号</p>	<p>厚生労働省発障1202第4号</p>
<p>第10次改正 平成27年6月16日</p>	<p>第10次改正 平成27年6月16日</p>
<p>厚生労働省発障0616第5号</p>	<p>厚生労働省発障0616第5号</p>
<p>第11次改正 平成28年5月27日</p>	<p>第11次改正 平成28年5月27日</p>
<p>厚生労働省発障0527第3号</p>	<p>厚生労働省発障0527第3号</p>
<p>第12次改正 平成29年8月31日</p>	<p>第12次改正 平成29年8月31日</p>

厚生労働省発障0831第2号  
第13次改正 平成29年12月26日  
厚生労働省発障1226第3号  
第14次改正 平成30年 月 日  
厚生労働省発障 第 号

都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
各一部事務組合の管理者 殿  
広域連合の長  
民間事業者等の長

厚生労働事務次官

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成21年8月25日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

厚生労働省発障0831第2号  
第13次改正 平成29年12月26日  
厚生労働省発障1226第3号

都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
各一部事務組合の管理者 殿  
広域連合の長  
民間事業者等の長

厚生労働事務次官

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成21年8月25日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

別紙

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱

(通 則)

1 (同右)

(交付の目的)

2 (同右)

(交付の対象)

3 (同右)

(1) (同右)

(2) 障害者総合支援事業費補助金

① 障害者自立支援機器等開発促進事業

平成22年4月16日障発0416第6号厚生労働省社会・援  
護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援機器等開発促  
進事業実施要綱」に基づき、支援機器開発促進事業実施団体（以  
下「実施団体」という。）が行う事業並びに開発企業（以下「開  
発機関」という。）が行う事業に対して実施団体が支援する事業

② (同右)

③ 障害者自立支援給付支払等システム事業

平成30年●月●日障発●●●●第●号厚生労働省社会・援護  
局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援給付支払等シ

別紙

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱

(通 則)

1 (略)

(交付の目的)

2 (略)

(交付の対象)

3 (略)

(1) (略)

(2) 障害者総合支援事業費補助金

① 障害者自立支援機器等開発促進事業

平成22年4月16日障発0416第6号厚生労働省社会・援  
護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援機器等開発促  
進事業実施要綱」に基づき、支援機器開発促進事業実施団体（以  
下「実施団体」という。）が行う事業並びに開発企業（以下「開  
発機関」という。）が行う事業に対して実施団体が補助する事業

② (略)

③ 障害者自立支援給付支払等システム事業

平成29年7月4日障発0704第1号厚生労働省社会・援護  
局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援給付支払等シ

テム事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市町村等が行う事業

④ 障害福祉サービス等支援体制整備事業

平成30年●月●日障発●●第●号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉サービス等支援体制整備事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業

(交付額の算定方法)

4 (同右)

(1) (同右)

(2) 3の(2)の事業

別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

テム事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市町村等が行う事業

④ 福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業

平成29年3月27日障発0327第13号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市町村等が行う事業

(交付額の算定方法)

4 (略)

(1) (略)

(2) 3の(2)の①の事業

① 実施団体が行う事業

別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

② 開発機関が行う事業に対して実施団体が補助する事業

ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、実施団体が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

<p><u>削除</u></p> <p>(交付の条件) 6 (同右)</p> <p>(申請手続) 7 (同右)</p> <p>(変更申請手続) 8 (同右)</p> <p>(交付決定までの標準的期間) 9 (同右)</p> <p>(交付決定の通知) 10 (同右)</p> <p>(実績報告) 11 (同右)</p>	<p><u>(3) 3の(2)の②から④の事業</u></p> <p><u>別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</u></p> <p>(交付の条件) 6 (略)</p> <p>(申請手続) 7 (略)</p> <p>(変更申請手続) 8 (略)</p> <p>(交付決定までの標準的期間) 9 (略)</p> <p>(交付決定の通知) 10 (略)</p> <p>(実績報告) 11 (略)</p>
--	--



<p>(補助金の額の確定の通知)</p> <p>1 2 (同右)</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>1 3 (同右)</p> <p>(その他)</p> <p>1 4 (同右)</p>	<p>(補助金の額の確定の通知)</p> <p>1 2 (略)</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>1 3 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>1 4 (略)</p>
---	--

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
地域生活支援事業費等補助金	(同右)	(同右)	(同右)	(同右)
	地域生活支援促進事業	(同右)	(同右)	(同右)
		2. かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 研修1回あたり年額623千円	(同右)	(同右)
3. 発達障害者支援体制整備事業 1か所あたり年額6,520千円 ただし、発達障害者地域支援マネジャーを配置した場合は、厚生労働大	(同右)	(同右)	(同右)	

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
地域生活支援事業費等補助金	(略)	(略)	(略)	(略)
	地域生活支援促進事業	(略)	(略)	(略)
		2. かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 1コースあたり年額623千円 <u>(実施要綱に定めるコース)</u>	(略)	(略)
3. 発達障害者支援体制整備事業 1か所あたり年額8,576千円 ただし、発達障害者地域支援マネジャーを複数配置した場合は、厚生労働大	(略)	(略)	(略)	

		臣が必要と認めた額					働大臣が必要と認めた額		
		4. 障害者虐待防止対策支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者虐待防止対策支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	$\frac{1}{2}$			4. 障害者虐待防止対策支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者虐待防止対策支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、 <u>謝金</u> 、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、 <u>会議費</u> ）、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、 <u>補助金、助成金、交付金等</u> （〔 〕内は、公益法人等事業における対象経費名である。）	$\frac{1}{2}$
		(同右)	(同右)	(同右)			(略)	(略)	(略)
		6. (1) <u>工賃向上計画支援事業</u> (基本事業) 厚生労働大臣が必要と認めた額	<u>工賃向上計画支援等事業</u> (基本事業)の実施に必要な賃金、謝金、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料（改造費））、 <u>会議費</u> 、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、委託料並びに使用料及び賃借料、 <u>負担金</u>	(1) 基本事業 $\frac{1}{2}$			6. (1) <u>工賃向上計画支援事業</u> (基本事業) 厚生労働大臣が必要と認めた額	<u>工賃向上計画支援事業</u> （基本事業）の実施に必要な賃金、謝金、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料（改造費））、 <u>会議費</u> 、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、委託料並びに使用料及び賃借料	(1) 基本事業 $\frac{1}{2}$

		6. (2) <u>工賃向上計画支援等事業</u> (特別事業) 厚生労働大臣が必要と認めた額	<u>工賃向上計画支援等事業</u> (特別事業) の実施に必要な賃金、謝金、旅費、共済費、報酬、需用費 (消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料 (改造費))、会議費、役務費 (通信運搬費、手数料及び保険料)、委託料並びに使用料及び賃借料、 <u>負担金</u>	(2) 特別事業 $\frac{10}{10}$				6. (2) <u>工賃向上計画支援事業</u> (特別事業) 厚生労働大臣が必要と認めた額	<u>工賃向上計画支援事業</u> (特別事業) の実施に必要な賃金、謝金、旅費、共済費、報酬、需用費 (消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料 (改造費))、会議費、役務費 (通信運搬費、手数料及び保険料)、委託料並びに使用料及び賃借料	(2) 特別事業 $\frac{10}{10}$
		6. (3) <u>工賃向上計画支援等事業</u> (特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業) 1か所あたり年額30,000千円	<u>工賃向上計画支援等事業</u> (特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業) の実施に必要な賃金、謝金、旅費、共済費、報酬、需用費 (消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料 (改造費))、会議費、役務費 (通信運搬費、手数料及び保険料)、備品購入費、委託料並びに使用料及び賃借料、補助金	(3) 特別事業 $\frac{1}{2}$				6. (3) <u>工賃向上計画支援事業</u> (特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業) 1か所あたり年額30,000千円	<u>工賃向上計画支援事業</u> (特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業) の実施に必要な賃金、謝金、旅費、共済費、報酬、需用費 (消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料 (改造費))、会議費、役務費 (通信運搬費、手数料及び保険料)、備品購入費、委託料並びに使用料及び賃借料、補助金	(3) 特別事業 $\frac{1}{2}$
		(同右)	(同右)	(同右)				(略)	(略)	(略)
		8. 障害者芸術・文化祭開催事業 1か所あたり年	障害者芸術・文化祭開催事業の実施に必要なと厚生労働大臣が認めた経費	$\frac{10}{10}$				8. 障害者芸術・文化祭開催事業 1か所あたり年	障害者芸術・文化祭開催事業の実施に必要なと厚生労働大臣が認めた経費	$\frac{10}{10}$

		額70,500千円					額45,000千円			
		9. 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 1か所あたり年額10,000千円	障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、 <u>扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金</u> 等 （〔 〕内は、公益法人等事業における対象経費名である。）	$\frac{1}{2}$			9. 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 1か所あたり年額10,000千円	障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等 （〔 〕内は、公益法人等事業における対象経費名である。）	$\frac{1}{2}$	
		(同右)	(同右)	(同右)			(略)	(略)	(略)	
		13. 成年後見制度普及啓発事業厚生労働大臣が必要と認めた額	成年後見制度普及啓発事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	$\frac{1}{2}$			13. 成年後見制度普及啓発事業厚生労働大臣が必要と認めた額	成年後見制度普及啓発事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費〔 <u>謝金</u> 〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔 <u>会議費</u> 〕、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、 <u>扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金</u> 等	$\frac{1}{2}$	



		<p>21. <u>発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業</u> 1カ所あたり年額10,309千円</p>	<p>発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等</p>	<p><u>1</u> <u>2</u></p>			(新規)	(新規)	(新規)
		<p>22. <u>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業</u> 厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業の実施に必要な報酬、賃金、社会保険料等、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費及び光熱水料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、使用料及び賃借料、委託料、補助金（上記の経費に限る。）</p>	<p><u>1</u> <u>2</u></p>			(新規)	(新規)	(新規)
		<p>23. <u>重度訪問介護利用者の大学修学支援事業</u> 1,280千円に利用者数を乗じた額</p>	<p>重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料</p>	<p><u>1</u> <u>2</u></p>			(新規)	(新規)	(新規)

			<u>費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料及び広告料)、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、交付金、助成金(〔 〕内は、公益法人等事業における対象経費名である。)</u>						
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援機器開発等促進事業	(同右)	(同右)	(同右)	障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援機器開発等促進事業	(略)	(略)	(略)
		2. 障害者自立支援機器等開発促進事業(間接補助)厚生労働大臣が必要と認めた額	開発機関が行う障害者自立支援機器等開発促進事業(以下「開発事業」という。)の実施に必要な賃金、謝金、備品購入費、消耗品費、雑役務費、借料及び損料、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、光熱水費並びに委託費	$\frac{2}{3}$ ただし、大企業等は $\frac{1}{2}$ (※)			2. 障害者自立支援機器等開発促進事業(間接補助)厚生労働大臣が必要と認めた額	開発機関が行う障害者自立支援機器等開発促進事業に対して実施団体が補助する事業(以下「開発事業」という。)の実施に必要な賃金、謝金、備品購入費、消耗品費、雑役務費、借料及び損料、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、光熱水費並びに委託費	$\frac{2}{3}$ ただし、大企業等は $\frac{1}{2}$ (※)
		(同右)	(同右)	(同右)			(略)	(略)	(略)



		<u>4. 障害者自立支援機器導入好事例普及事業</u> <u>厚生労働大臣が必要と認めた額</u>	<u>実施団体が行う障害者自立支援機器導入好事例普及事業の実施に必要な賃金、謝金、備品購入費、消耗品費、雑役務費、借料及び損料、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、光熱水費並びに委託費</u>	<u>10</u> <u>10</u>			<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	(同右)	(同右)	(同右)			(略)	(略)	(略)
	障害者自立支援給付等システム事業	(同右)	(同右)	(同右)			(略)	(略)	(略)
	<u>障害福祉サービス等支援体制整備事業</u>	<u>1. 障害福祉サービス等支援体制整備事業</u> 厚生労働大臣が必要と認めた額	福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進に係る事業所への助言・指導に必要な報酬、給料、賃金、職員諸手当等、共済費、報償費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費	<u>10</u> <u>10</u>		<u>福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業</u>	厚生労働大臣が必要と認めた額	福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進 <u>特別支援事業の実施</u> に必要な報酬、給料、賃金、職員諸手当等、共済費、報償費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、 <u>備品購入費、負担金</u>	<u>10</u> <u>10</u>

		<u>2. 障害福祉サービス等支援体制整備事業</u> <u>厚生労働大臣が必要と認めた額</u>	<u>障害福祉サービス等情報公表制度の施行に係る審査体制の確保に必要な報酬、給料、賃金、職員諸手当等、共済費、報償費、委託料</u>	<u>1</u> <u>2</u>			<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
(※)	(同右)				(※)	(略)			
(注)	(同右)				(注)	(略)			



別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

(都道府県・実施団体名： )

区分	種目	対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 (A+B) C	基礎額 D	都道府県 補助基本額 E	都道府県 補助予定額 F	国庫補助 基本額 G	(補助率)	国庫補助 予定額 (G×補助率) H	国文付決定 額 I	差し引く 追加交付 金(一部取消) 申請額 (H-I) J	備考
	地域生活支援事業 ①								50/100				
地域生活 支援事業 費等補助 金	上乗せ上計画支援事業 【特別事業 (障害者の在宅就業の支援体制構築に向けた モデル事業)】								1/2				
	アルコール関連問題に取り組み民間団体支援事業								1/2				
	建築物存在に関する問題に取り組み民間団体支援事業								1/2				
	マンション等残存症に関する問題に取り組み民間団体支 援事業								1/2				
	特別促進事業								1/2				
	小計 ②												
障害者自 立支援事 業等補助 金	障害者自立支援機器等開発促進事業(補助率2/3対象 分)								2/3				
	障害者自立支援機器等開発促進事業(補助率1/2対象 分)								1/2				
	小計 ③												
合計 (①+②+③)													

- (注1) 都道府県については、表裏に障害福祉法人等が行う事業に補助する額を記入すること。また、実施団体については、障害者総合支援事業費等補助金に上乗せ額を記入すること。
- (注2) ①欄には、未通知から得られる基礎額を記入すること。
- (注3) ②欄には、①欄との欄を比較して、少ない方の額を記入すること。
- (注4) ③欄には、②欄との欄を比較して、少ない方の額を記入すること。
- (注5) ④欄は、平均事業の割合を示す。
- (注6) ⑤欄及び⑥欄は、交付要綱の前による変更申請の注かは斜線を引くこと。
- (注7) 実施団体は、経費が「障害者総合支援事業費補助金所要額調」と記載し、障害者自立支援機器等開発促進事業以外の欄には斜線を引くこと。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

(都道府県・実施団体名： )

区分	種目	対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 (A+B) C	基礎額 D	都道府県 補助基本額 E	都道府県 補助予定額 F	国庫補助 基本額 G	(補助率)	国庫補助 予定額 (G×補助率) H	国文付決定 額 I	差し引く 追加交付 金(一部取消) 申請額 (H-I) J	備考
	地域生活支援事業 ①								50/100				
地域生活 支援事業 費等補助 金	上乗せ上計画支援事業 【特別事業 (障害者の在宅就業の支援体制構築に向けた モデル事業)】								1/2				
	アルコール関連問題に取り組み民間団体支援事業								1/2				
	建築物存在に関する問題に取り組み民間団体支援事業								1/2				
	マンション等残存症に関する問題に取り組み民間団体支 援事業								1/2				
	特別促進事業								1/2				
	小計 ②												
障害者自 立支援事 業等補助 金	障害者自立支援機器等開発促進事業(補助率2/3対象 分)								2/3				
	障害者自立支援 機器等開発促進 事業								1/2				
	小計 ③												
合計 (①+②+③)													

- (注1) 都道府県については、表裏に障害福祉法人等が行う事業に補助する額を記入すること。また、実施団体については、障害者総合支援事業費等補助金に上乗せ額を記入すること。
- (注2) ①欄には、未通知から得られる基礎額を記入すること。
- (注3) ②欄には、①欄との欄を比較して、少ない方の額を記入すること。
- (注4) ③欄には、②欄との欄を比較して、少ない方の額を記入すること。
- (注5) ④欄は、平均事業の割合を示す。
- (注6) ⑤欄及び⑥欄は、交付要綱の前による変更申請の注かは斜線を引くこと。
- (注7) 実施団体は、経費が「障害者総合支援事業費補助金所要額調」と記載し、障害者自立支援機器等開発促進事業以外の欄には斜線を引くこと。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

(都道府県名)

2-(1) 市町村分総括表

区分	種目	対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助 基本額 E	(補助率)	国庫補助 所要額 (E×補助率) F	既交付決定額 G	差引金 追加交付 (一部取消) 申請額 (F-G) H	備考	
地域生活支援 事業費等補助 金	地域生活支援事業 ①						50/100					
	地域生活支援 促進事業	発達障害児者地域生活支援 モデル事業						1/2				
		障害者虐待防止対策支援事 業						1/2				
		成年後見制度普及啓発事業						1/2				
		アルコール関連問題に取り組 む民間団体支援事業						1/2				
		薬物依存症に関する問題に取り 組む民間団体支援事業						1/2				
		ギャンブル等依存症に関する問 題に取り組む民間団体支援 事業						1/2				
		特別促進事業						1/2				
	障害者総合支 援事業費補助 金	発達障害児者及び家族等支 援事業						1/2				
		精神障害にも対応した地域包 摂ケアシステムの確保推進事 業						1/2				
		重度訪問介護利用者の大学 進学支援事業						1/2				
	小計 ②											
	障害者総合支 援事業費補助 金	障害者自立支援給付支払システム事 業						1/2				
合計 (①+②+③)												

(注1) 都道府県については、本表に、管内市町村(指定都市及び中核市を除く。)から提出された別紙様式4の別紙1に記入された所要額をとりまとめて記入すること。  
(注2) F欄は、千円未満切り捨てとすること。  
(注3) G欄及びH欄は、交付金額の増による変更申請のほかに斜線を引くこと。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

(都道府県名)

2-(1) 市町村分総括表

区分	種目	対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助 基本額 E	(補助率)	国庫補助 所要額 (E×補助率) F	既交付決定額 G	差引金 追加交付 (一部取消) 申請額 (F-G) H	備考	
地域生活支援 事業費等補助 金	地域生活支援事業 ①						50/100					
	地域生活支援 促進事業	発達障害児者地域生活支援 モデル事業						1/2				
		障害者虐待防止対策支援事 業						1/2				
		成年後見制度普及啓発事業						1/2				
		アルコール関連問題に取り組 む民間団体支援事業						1/2				
		薬物依存症に関する問題に取り 組む民間団体支援事業						1/2				
		ギャンブル等依存症に関する問 題に取り組む民間団体支援 事業						1/2				
		特別促進事業						1/2				
	小計 ②											
	障害者総合支 援事業費補助 金	障害者自立支援給付支払システム事 業						1/2				
福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進 行動支援事業							10/10					
小計 ③												
合計 (①+②+③)												

(注1) 都道府県については、本表に、管内市町村(指定都市及び中核市を除く。)から提出された別紙様式4の別紙1に記入された所要額をとりまとめて記入すること。  
(注2) F欄は、千円未満切り捨てとすること。  
(注3) G欄及びH欄は、交付金額の増による変更申請のほかに斜線を引くこと。

別紙1  
2-1(2) 指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合(直接補助)

地域生活支援事業等補助金及び障害者自立支援事業費補助金等要綱

(指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合名)

区分	種目	事業費 支出予定額 A	交付金 収入予定額 B	負担額 C	基準額 D	国庫補助 基本額 E	(補助率) F	国庫補助 交付金 G	国庫補助 交付金 率 H	備考
地域生活支援事業 等費補助金	地域生活支援事業①					50/100				
	地域生活支援事業①									
	地域生活支援事業①									
	地域生活支援事業①									
	地域生活支援事業①									
	地域生活支援事業①									
	地域生活支援事業①									
	地域生活支援事業①									
	地域生活支援事業①									
	地域生活支援事業①									
	地域生活支援事業①									
	地域生活支援事業①									
	地域生活支援事業①									
	地域生活支援事業①									
小計②										
小計③										
合計①+②+③										

2- (3) 指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合総表(間接補助)  
(同右)

(注1) 指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合(直接補助)については、本欄に「指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合」と記載すること。  
(注2) 国庫補助(間接補助)については、本欄に「国庫補助(間接補助)」と記載すること。  
(注3) 国庫補助(間接補助)については、交付金の交付先を記載すること。  
(注4) 国庫補助(間接補助)については、交付金の交付先を記載すること。  
(注5) 国庫補助(間接補助)については、交付金の交付先を記載すること。  
(注6) 国庫補助(間接補助)については、交付金の交付先を記載すること。  
(注7) 国庫補助(間接補助)については、交付金の交付先を記載すること。

別紙1  
2-1(2) 指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合(直接補助)

地域生活支援事業等補助金及び障害者自立支援事業費補助金等要綱

(指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合名)

区分	種目	対策経費 支出予定額 A	交付金 収入予定額 B	負担額 C	基準額 D	国庫補助 基本額 E	(補助率) F	国庫補助 交付金 G	国庫補助 交付金 率 H	備考
地域生活支援事業 等費補助金	地域生活支援事業①					50/100				
	地域生活支援事業①									
	地域生活支援事業①									
	地域生活支援事業①									
	地域生活支援事業①									
	地域生活支援事業①									
	地域生活支援事業①									
	地域生活支援事業①									
	地域生活支援事業①									
	地域生活支援事業①									
	地域生活支援事業①									
	地域生活支援事業①									
	地域生活支援事業①									
	小計②									
障害者自立支援給付実施システム事業										
小計③										
合計①+②+③										

2- (3) 指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合総表(間接補助)  
(略)

(注1) 指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合(直接補助)については、本欄に「指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合」と記載すること。  
(注2) 国庫補助(間接補助)については、本欄に「国庫補助(間接補助)」と記載すること。  
(注3) 国庫補助(間接補助)については、交付金の交付先を記載すること。  
(注4) 国庫補助(間接補助)については、交付金の交付先を記載すること。  
(注5) 国庫補助(間接補助)については、交付金の交付先を記載すること。  
(注6) 国庫補助(間接補助)については、交付金の交付先を記載すること。  
(注7) 国庫補助(間接補助)については、交付金の交付先を記載すること。



地域生活支援事業 所要額内訳

(市町村・広域連合・一部事務組合名： ) (同右)

地域生活支援促進事業 所要額内訳

(都道府県・市町村名： )

事業名	所要額 (円)	算出内訳	備考
① 発達障害児者地域生活支援モデル事業			
② かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業			
③ 発達障害者支援体制整備事業			
④ 障害者虐待防止対策支援事業			
⑤ 障害者就業・生活支援センター事業			
⑥ <b>工資向上計画支援事業</b>			
⑦ 就労移行等連携調整事業			
⑧ 障害者芸術・文化祭開催事業			
⑨ 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業			
⑩ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業			
⑪ 強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修)			
⑫ 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業			
⑬ 成年後見制度普及啓発事業			
⑭ アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業			
⑮ 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
⑯ ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
⑰ 「心のバリアフリー」推進事業			
⑱ 特別促進事業			
⑲ <b>身体障害者補助犬育成促進事業</b>			
⑲ <b>発達障害児者及び家族等支援事業</b>			
⑲ <b>発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業</b>			
⑲ <b>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業</b>			
⑲ <b>重度訪問介護利用者の大学進学支援事業</b>			
合計			

- (注1) 都道府県については、本表に、実施する事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。  
 (注2) 合計が、別紙1「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調」の対象経費支出予定額欄と一致すること。  
 (注3) 事業②③⑯は、事業を実施する指定都市及び都道府県のみ記入すること。  
 (注4) 事業④～⑯、⑲は、事業を実施する指定都市・中核市・特別区・その他保健所設置市及び都道府県のみ記入すること。  
 (注5) 事業①④⑬⑯は、事業を実施する市町村及び都道府県のみ記入すること。  
 (注6) **事業⑥は、事業を実施する市町村のみ記入すること。**

地域生活支援事業 所要額内訳

(市町村・広域連合・一部事務組合名： ) (略)

地域生活支援促進事業 所要額内訳

(都道府県・市町村名： )

事業名	所要額 (円)	算出内訳	備考
① 発達障害児者地域生活支援モデル事業			
② かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業			
③ 発達障害者支援体制整備事業			
④ 障害者虐待防止対策支援事業			
⑤ 障害者就業・生活支援センター事業			
⑥ <b>工資向上計画支援事業</b>			
⑦ 就労移行等連携調整事業			
⑧ 障害者芸術・文化祭開催事業			
⑨ 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業			
⑩ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業			
⑪ 強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修)			
⑫ 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業			
⑬ 成年後見制度普及啓発事業			
⑭ アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業			
⑮ 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
⑯ ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
⑰ 「心のバリアフリー」推進事業			
⑱ 特別促進事業			
合計			

- (注1) 都道府県については、本表に、実施する事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。  
 (注2) 合計が、別紙1「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調」の対象経費支出予定額欄と一致すること。  
 (注3) 事業②③⑯は、事業を実施する指定都市及び都道府県のみ記入すること。  
 (注4) 事業④～⑯は、事業を実施する指定都市・中核市・特別区・その他保健所設置市及び都道府県のみ記入すること。  
 (注5) 事業①④⑬⑯は、事業を実施する市町村及び都道府県のみ記入すること。



- 発達障害児者地域生活支援モデル事業（同右）
- かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業（同右）
- 発達障害者支援体制整備事業（同右）

○ 障害者虐待防止対策支援事業

事業実施計画書

都道府県・市町村名

1) 事業名	平成○年度 障害者虐待防止対策支援事業
2) 支出予定額	円
3) 事業実施予定期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
4) 事業の具体的な内容	

- 発達障害児者地域生活支援モデル事業（略）
- かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業（略）
- 発達障害者支援体制整備事業（略）

○ 障害者虐待防止対策支援事業

事業実施計画書

都道府県・市町村名

1) 事業名	平成○年度 障害者虐待防止対策支援事業
2) 国庫補助金所要額	円
3) 事業実施予定期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
4) 事業計画	<p>① 事業の目的</p> <p>② 事業内容及び手法</p> <p>③ 狙いとする事業の成果</p> <p>④ 成果の公表計画</p>

所要額内訳書

事業内容	支出予定額（円）	内 訳
虐待時の体制整備事業		
障害者虐待防止・権利擁護事業		
専門性強化事業		
連携協力体制整備事業		
普及啓発事業		
その他		
合 計		

※1 本表に、実施予定事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

※2 実施予定事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、合計額を記入すること。

※3 「内訳」欄については、単価、員数、回数等を詳細に記入し、必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。

所要額内訳書

事業内容	支出予定額（円）	内 訳
虐待時の体制整備事業		
障害者虐待防止・権利擁護事業		
専門性強化事業		
連携協力体制整備事業		
普及啓発事業		
その他		
合 計		

※1 本表に、実施予定事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

※2 実施予定事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、合計額を記入すること。

※3 「内訳」欄については、単価、員数、回数等を詳細に記入し、必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。

○障害者就業・生活支援センター事業 (同右)

○ 工賃向上計画支援等事業

都道府県名

1. 事業実施計画書

基本事業

①事業名	(具体的な事業名を記入すること。)
②委託予定法人名 (委託する場合)	
③事業実施予定期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
④事業内容 (目標工賃の設定・公表方法、達成状況の公表方法、目標達成のための具体的な方策・計画など)	

特別事業

①事業名	(具体的な事業名を記入すること。)
②委託予定法人名 (委託する場合)	
③事業実施予定期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
④事業内容 (目標工賃の設定・公表方法、達成状況の公表方法、目標達成のための具体的な方策・計画など)	

(注) ④は、今後、工賃向上計画に基づき実施する事業の事業項目、事業の実施方法等を記入すること。  
当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。  
また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。

○障害者就業・生活支援センター事業 (略)

○ 工賃向上計画支援事業

都道府県名

1. 事業実施計画書

基本事業

①事業名	(具体的な事業名を記入すること。)
②委託予定法人名 (委託する場合)	
③事業実施予定期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
④事業内容 (目標工賃の設定・公表方法、達成状況の公表方法、目標達成のための具体的な方策・計画など)	

特別事業

①事業名	(具体的な事業名を記入すること。)
②委託予定法人名 (委託する場合)	
③事業実施予定期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
④事業内容 (目標工賃の設定・公表方法、達成状況の公表方法、目標達成のための具体的な方策・計画など)	

(注) ④は、今後、工賃向上計画に基づき実施する事業の事業項目、事業の実施方法等を記入すること。  
当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。  
また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。

2. 所要額内訳書

都道府県名

①基本事業

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 謝金 委員等旅費 〇〇〇 〇〇〇 ・ ・	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

②特別事業

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 印刷製本費 委託料 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 ・ ・	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

○就労移行等連携調整事業 (同右)

2. 所要額内訳書

都道府県名

①基本事業

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 謝金 委員等旅費 〇〇〇 〇〇〇 ・ ・	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

②特別事業

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 印刷製本費 委託料 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 ・ ・	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

○就労移行等連携調整事業 (略)

- 障害者芸術・文化祭開催事業（同右）
- 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業（同右）
- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業（同右）
- 強度行動障害支援者養成研修事業（同右）
- 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業（同右）

○ 成年後見制度普及啓発事業

事業実施計画書

都道府県・市町村名

1) 事業名	平成○年度 成年後見制度普及啓発事業
2) 支出予定額	円
3) 事業実施予定期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
4) 事業の具体的な内容	

- 障害者芸術・文化祭開催事業（略）
- 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業（略）
- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業（略）
- 強度行動障害支援者養成研修事業（略）
- 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業（略）

○ 成年後見制度普及啓発事業

事業実施計画書

都道府県・市町村名

1) 事業名	平成○年度 成年後見制度普及啓発事業
2) 国庫補助金所要額	円
3) 事業実施予定期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
4) 事業計画	<p>① 事業の目的</p> <p>② 事業内容及び手法</p> <p>③ 狙いとする事業の成果</p> <p>④ 成果の公表計画</p>

所要額内訳書

事業内容	支出予定額（円）	内 訳
合 計		

※1 本表に、実施予定事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。  
 ※2 実施予定事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、合計額を記入すること。  
 ※3 「内訳」欄については、単価、員数、回数等を詳細に記入し、必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。

- アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業（同右）
- 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（同右）
- ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（同右）
- 「心のバリアフリー」推進事業（同右）
- 特別促進事業（同右）

所要額内訳書

事業内容	支出予定額（円）	内 訳
合 計		

※1 本表に、実施予定事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。  
 ※2 実施予定事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、合計額を記入すること。  
 ※3 「内訳」欄については、単価、員数、回数等を詳細に記入し、必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。

- アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業（略）
- 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（略）
- ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（略）
- 「心のバリアフリー」推進事業（略）
- 特別促進事業（略）

○身体障害者補助犬育成促進事業

都道府県名 \_\_\_\_\_

(新規)

1 国庫補助所要額

(千円)

支出予定額 A	寄付金 その他収入 B	差引所要額 C	補助率 D (1/2)	国庫補助 所要額 E (C×D)

2 事業内容等

(1) 理解促進、普及・啓発

事業名	内 容
○補助犬普及啓発イベント	・開催日時 ・開催場所 ・内容

(2) 育成計画の作成

事業名	内 容
管内補助犬希望者調査事業 マッチング連携協議会設置	

(3) 補助犬の育成

事業名	内 容
補助犬育成事業	

3 積算内訳

区分	支出予定額	積算内訳
(例) 報償費 印刷製本費 委託料 ○○	円	

○ 発達障害児者及び家族等支援事業

〔新潟県・市区町村名〕

事業区分	事業内容			
事業計画	○ペアレントメンター養成事業			
	事業委託の有無	有・無		
	委託先団体名			
	実施内容			
	○ペアレントメンターコーディネーターの配置			
	有・無			
	○ペアレントメンターコーディネーターの人数			
	委託先団体名			
	○家族のスキル向上支援事業			
	実施	有・無		
	ペアレントプログラム	実施者の研修	有・無	
		実施	有・無	
		事業委託の有無	有・無	
		委託先団体名		
	ペアレントトレーニング	実施	有・無	
実施者の研修		有・無		
実施		有・無		
事業委託の有無		有・無		
委託先団体名				
○ピアサポート推進事業				
事業委託の有無	有・無			
委託先団体名				
実施内容				
○ファミリーター				
有・無				
○その他の本人・家族支援事業				
事業委託の有無	有・無			
委託先団体名				
実施内容				
単年度補助申請額内訳書	単年度補助額 〔別紙1の(6)額 の額〕	対象費の 支出予定額 〔単位：円〕	経費区分 〔注〕	積算内訳
	千円	円〔角〕 通貨 単位 消費品費 〇〇〇 — —		(単位、回数等詳細に記入 する。)〔必要に依り、内訳を別紙で 添付すること。〕

〔注〕「経費区分」欄には、交付要綱4の別表第4欄に定められた対象経費により記入。

(新規)



(新規)

○ 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

(都道府県・指定都市名)

事業計画	事業区分	事業内容		
	発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業	○事業実施について		
		事業委託の有無	有・無	
		委託先団体名		
		実施内容		
		○拠点医療機関		
		医療機関名		
		診療科		
		○発達障害医療コーディネーターの配置		
		職種		
		○待機期間の縮小		
		現在の平均待機期間		
		事業導入後の待機期間		
		要国庫補助額 (別紙1の(6)欄の額)	対象経費の 支出予定額 (単位:円)	経費区分 (注)
千円	円	(例) 賃金 旅費 消耗品費 〇〇〇 . .	(単価、回数等を詳細に記入 すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で 添付すること。)	

(注)「経費区分」欄には、交付要綱4の別表第4欄に定められた対象経費により記入。

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

都道府県・指定都市・保健所設置市・特別区名

1. 事業実施計画書

(1) 国庫補助所要額

円

※国庫補助所要額については、支出予算額内訳書の合計金額を記入すること。

(2) 事業実施予定期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

(3) 実施事業

※実施予定の事業メニューに○を記入し、実施圏域名を記載すること。

事業メニュー	○	実施圏域名
①保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置		
②精神障害者の住まいの確保支援に係る事業		
③ピアサポートの活用に係る事業		
④アウトリーチ支援に係る事業		
⑤入院中の精神障害者の退院促進に係る事業		
⑥包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業		
⑦精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業		
⑧措置入院者等の退院後の医療等の継続支援に係る事業		
⑨精神障害者の家族支援に係る事業		
⑩その他		

(4) 事業内容等

※適宜欄を追加のうえ、実施予定の事業メニュー毎に記載すること。

事業名	内容

2. 支出予算額内訳書

経費区分	対象経費の 支出予算額	積算内訳	備考
(例)	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。)	
報酬金		(必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
○○○			
○○○			
・			
・			
・			
合計	円		

(新規)

○ 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

事業計画書

市町村名 \_\_\_\_\_

(新規)

1. 障害支援区分別対象人数、支援日数等

区分	人数	前年度からの 継続利用人数	支援述べ日数	支援述べ時間
区分6(重度障害者等包括 支援対象者)	△	△	日	時間
区分6(上記以外)	△	△	日	時間
区分5	△	△	日	時間
区分4	△	△	日	時間
合計	△	△	日	時間

2. 修学先大学別対象人数、支援日数等

大学名	人数	前年度からの 継続利用人数	支援述べ日数	支援述べ時間
	△	△	日	時間
	△	△	日	時間
	△	△	日	時間
合計	△	△	日	時間

3. 支援事業所数

箇所

4. 事業の実施方法

(支援事業所への委託等の方法)
(大学との調整方法)

○ 障害者自立支援機器等開発促進事業

事業実施計画書

団体名又は法人名

1) 事業名	平成○年度 障害者自立支援機器等開発促進事業
2) 国庫補助所要額	千円
【内訳】	
(1) 事業費	円
(2) 開発機関が要する事業費	円
3) 事業実施予定期間	内示日 から 平成 年 月 日
4) 事業計画	
(1) 障害者自立支援機器等開発促進事業	
① 事業の目的	
② 事業内容及び手法	
③ 狙いとする事業の成果	
④ 成果の公表計画	

○ 障害者自立支援機器等開発促進事業

事業実施計画書

団体名又は法人名

1) 事業名	平成○年度 障害者自立支援機器等開発促進事業
2) 国庫補助所要額	千円
【内訳】	
(1) 事業費	円
(2) 開発機関に対する補助費	円
3) 事業実施予定期間	内示日 から 平成 年 月 日
4) 事業計画	
(1) 障害者自立支援機器等開発促進事業	
① 事業の目的	
② 事業内容及び手法	
③ 狙いとする事業の成果	
④ 成果の公表計画	

<p>(2) シーズ・ニーズマッチング強化事業</p> <p>① 事業の目的</p> <p>② 事業内容及び手法</p> <p>③ 狙いとする事業の成果</p> <p>④ 成果の公表計画</p> <p><u>(3) 障害者自立支援機器導入好事例普及事業</u></p> <p>① <u>事業の目的</u></p> <p>② <u>事業内容及び手法</u></p> <p>③ <u>狙いとする事業の成果</u></p> <p>④ <u>成果の公表計画</u></p>	<p>(2) シーズ・ニーズマッチング強化事業</p> <p>① 事業の目的</p> <p>② 事業内容及び手法</p> <p>③ 狙いとする事業の成果</p> <p>④ 成果の公表計画</p> <hr/> <p>5) 過去の類似事業実績</p> <hr/> <p>① 事業概要</p> <p>② 結果・成果</p>
--	--

<p>5) 過去の類似事業実績</p> <p>① 事業概要</p> <p>② 結果・成果</p>	<p><b>* 作成上の留意事項（提出の際は、以下の留意事項は削除すること）</b></p> <p>1) 本応募書類は、採否を決定するための評価に使用するものであり、応募内容については、障害当事者のニーズや開発側のシーズの現状、開発から実用的製品化までの助言体制、支援機器の普及の計画などを、できる限り具体的かつ簡潔に記載すること。</p> <p>2) 「2) 国庫補助所要額」については、障害者自立支援機器等開発促進事業およびシーズ・ニーズマッチング強化事業の実施にあたり、実施団体が必要とする費用については定額（補助率 10/10）、開発機関へ対する補助費用については補助率 2/3（または 1/2）の費用を内訳で示した上で、総和を記載すること。ただし、千円未満の額の場合は切り捨てとする。</p> <p>3) 「3) 事業実施予定期間」については、年度末日を最長として報告書作成等を含む予定期間について記載すること。</p> <p>4) 「4) 事業計画」について</p> <p>(1) 障害者の自立支援や社会参加に資する支援機器の普及や開発促進に関する現状の課題などを踏まえて記載し、必要に応じて図表を用いても構わない。</p> <p>(2) より多くの当事者・支援者の参画、開発機関の応募促進、倫理面への配慮、障害当事者および医療福祉専門家等による助言体制など、支援機器の開発・普及につながる内容を具体的に記載すること。また、検討委員会の構成員が担う役割等についても説明を記載すること。</p> <p>(3) 「4) 成果の公表計画」について、各開発機関の成果やシーズ・ニーズマッチング強化事業に得られた情報等について、本事業実施後も広く国民に向けてわかりやすく公表することを念頭に記載すること。</p> <p>5) 「5) 過去の類似事業実績」については、障害者自立支援機器等開発促進事業の実施にあたり、過去に類似した事業（例えば、障害者の福祉用具に関する実態調査など）があれば、事業概要とその成果を明確に記載すること。なお、実績が複数ある場合は、各事業についてわかりやすく列挙して記載すること。</p>
--	--

**\* 作成上の留意事項（提出の際は、以下の留意事項は削除すること）**

- 1) 本応募書類は、採否を決定するための評価に使用するものであり、応募内容については、障害当事者のニーズや開発側のシーズの現状、開発から実用的製品化までの助言体制、支援機器の普及の計画などを、できる限り具体的かつ簡潔に記載すること。
- 2) 「2) 国庫補助所要額」については、障害者自立支援機器等開発促進事業、シーズ・ニーズマッチング強化事業及び障害者自立支援機器導入好事例普及事業の実施にあたり、実施団体が必要とする費用については定額（補助率 10/10）、開発機関が要する費用については補助率 2/3（または 1/2）の費用を内訳で示した上で、総和を記載すること。ただし、千円未満の額の場合は切り捨てとする。
- 3) 「3) 事業実施予定期間」については、年度末日を最長として報告書作成等を含む予定期間について記載すること。
- 4) 「4) 事業計画」について
  - (1) 障害者の自立支援や社会参加に資する支援機器の普及や開発促進に関する現状の課題などを踏まえて記載し、必要に応じて図表を用いても構わない。
  - (2) より多くの当事者・支援者の参画、開発機関の応募促進、倫理面への配慮、障害当事者および医療福祉専門家等による助言体制など、支援機器の開発・普及につながる内容を具体的に記載すること。また、検討委員会の構成員が担う役割等についても説明を記載すること。
  - (3) 「4) 成果の公表計画」について、各開発機関の成果やシーズ・ニーズマッチング強化事業に得られた情報等について、本事業実施後も広く国民に向けてわかりやすく公表することを念頭に記載すること。
- 5) 「5) 過去の類似事業実績」については、障害者自立支援機器等開発促進事業の実施にあたり、過去に類似した事業（例えば、障害者の福祉用具に関する実態調査など）があれば、事業概要とその成果を明確に記載すること。なお、実績が複数ある場合は、各事業についてわかりやすく列挙して記載すること。

所要額内訳書

1 国庫補助所要額

	総支出予定額 (A)	寄付金その他の 収入等(B)	差引所要額 (C=A-B)	国庫所要額 (D=C×補助率)
事業費(1)	円	円	円	千円
開発機関が 要する事業 費(2)	円	円	円	千円
合計 (1)+(2)				千円

(注) 「国庫補助所要額(D)」欄は、Cに補助率を乗じて得た金額から千円未満切り捨てた金額を記入すること。

2 事業費(1)の支出予定額の内訳

経費区分	(1) 支援機器開発促進 事業	(2) シーズ・ニーズマ ッチング強化事業	(3) 障害者自立支援機 器導入好事例普及 事業
賃金	円	円	円
謝金	円	円	円
備品購入費	円	円	円
消耗品費	円	円	円
雑役務費	円	円	円
借料及び損料	円	円	円
旅費	円	円	円
会議費	円	円	円
通信運搬費	円	円	円
印刷製本費	円	円	円
光熱水費	円	円	円
委託費	円	円	円
合計(A)	円	円	円

(注) 「(1)支援機器開発促進事業」欄には、開発機関が要する事業費を除いた予定額を計上。

3 寄付金その他の収入等の内訳

区分	事業費(1)	開発機関が要する事業費(2)
寄付金	円	円
その他	円	円
合計(B)	円	円

所要額内訳書

1 国庫補助所要額

	総支出予定額 (A)	寄付金その他の 収入等(B)	差引所要額 (C=A-B)	国庫所要額 (D=C×補助率)
事業費(1)	円	円	円	千円
開発機関へ の補助費(2)	円	円	円	千円
合計 (1)+(2)				千円

(注) 「国庫補助所要額(D)」欄は、Cに補助率を乗じて得た金額から千円未満切り捨てた金額を記入すること。

2 事業費(1)の支出予定額の内訳

経費区分	(1) 支援機器開発促進事業	(2) シーズ・ニーズマ ッチング強化事業
賃金	円	円
謝金	円	円
備品購入費	円	円
消耗品費	円	円
雑役務費	円	円
借料及び損料	円	円
旅費	円	円
会議費	円	円
通信運搬費	円	円
印刷製本費	円	円
光熱水費	円	円
委託費	円	円
合計(A)	円	円

(注) 「(1)支援機器開発促進事業」欄には、開発機関に対する補助費を除いた予定額を計上。

3 寄付金その他の収入等の内訳

区分	事業費(1)	開発機関への補助費(2)
寄付金	円	円
その他	円	円
合計(B)	円	円

**4 事業費（１）の支出予定額の積算内訳**

（１）支援機器開発促進事業分

区分	支出予定額	内 訳
	円	
合 計	円	

（注） 寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

（２）シーズ・ニーズマッチング強化事業分

支出項目	支出予定額	内 訳
	円	
合 計	円	

（注） 寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

**4 事業費（１）の支出予定額の積算内訳**

（１）支援機器開発促進事業分

区分	支出予定額	内 訳
	円	
合 計	円	

（注） 寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

（２）シーズ・ニーズマッチング強化事業分

支出項目	支出予定額	内 訳
	円	
合 計	円	

（注） 寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。



(3) 障害者自立支援機器導入好事例普及事業分

支出項目	支出予定額	内訳
	円	
合計	円	

(注) 寄付金その他の収入等を充当する経費(補助金を充当しない経費)には、下線を引くこと。



○ 障害者自立支援給付支払等システム事業 (同右)

○ 障害福祉サービス等支援体制整備事業

(都道府県・指定都市・中核市名)

1. 事業計画

①福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進に係る事業所への助言・指導	
事業内容	備考
②障害福祉サービス等情報公表制度の施行に係る審査体制の確保	
事業内容	備考

2. 所要額内訳

(円)

①福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進に係る事業所への助言・指導		
経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳
①小計		

②障害福祉サービス等情報公表制度の施行に係る審査体制の確保		
経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳
②小計		

合 計	
-----	--

※①に係る対象経費は、報酬、給料、賞金、職員手当等、共済費、報償費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、差用費とする。

※②に係る対象経費は、報酬、給料、賞金、職員手当等、共済費、報償費、委託料とする。

○ 障害者自立支援給付支払等システム事業 (略)

○ 福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業

(都道府県・指定都市・中核市名)

1. 事業計画

①制度の周知・広報	
a. リーフレットやポスター等の印刷・配布	備考
b. 連絡会議等の開催	備考
c. 処遇改善計画書等の印刷	備考
d. その他	備考
②事業所への助言・指導	
a. コールセンターの設置	備考
b. 専門的な相談員による助言	備考
c. その他	備考
③審査業務体制の確保	
a. 審査に必要な非常勤職員等の人員等の確保	備考
b. その他	備考
④報酬改定に伴うシステムの改修	
平成29年度報酬改定に伴うシステムの改修	備考

2. 所要額内訳 <span style="float: right;">(円)</span>		
<b>①制度の周知・広報</b>		
経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳
①小計		
<b>②事業所への助言・指導</b>		
経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳
②小計		
<b>③審査業務体制の確保</b>		
経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳
③小計		

④報酬改定に伴うシステムの改修		
経費区分	対象経費の支出予定額	種算内訳
④小計		
合 計		

○ 福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業

(市町村名)

1. 事業計画

④報酬改定に伴うシステムの改修	
平成29年度報酬改定に伴うシステムの改修	
事業内容	備考

2. 所要額内訳

(円)

④報酬改定に伴うシステムの改修		
経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳
合 計		



別紙様式6 (同右)

別紙1 (同右)

別紙2 (同右)

別紙様式7 (同右)

別紙  
交付対象事業並びに事業に要する経費及び補助金の額

○ ○ 市町村

区分	種目	事業に要する経費	補助金の額	
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①			
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業		
		障害者虐待防止対策支援事業		
		成年後見制度普及啓発事業		
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業		
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業		
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業		
		特別促進事業		
		発達障害児者及び家族等支援事業		
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築促進事業		
		重度訪問介護利用者の大学修学支援事業		
		小計 ②		
		障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業 ③	
合計(①+②+③)				

別紙様式6 (略)

別紙1 (略)

別紙2 (略)

別紙様式7 (略)

別紙  
交付対象事業並びに事業に要する経費及び補助金の額

○ ○ 市町村

区分	種目	事業に要する経費	補助金の額		
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①				
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業			
		障害者虐待防止対策支援事業			
		成年後見制度普及啓発事業			
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業			
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
		特別促進事業			
		小計 ②			
		障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業		
			福祉-介護職員処遇改善加算の取組促進特別支援事業		
		小計 ③			
		合計(①+②+③)			



別紙様式 8 (同右)

別紙

交付対象事業並びに事業に要する経費及び補助金の額

〇〇市町村

区分	種目	事業に要する経費	左のうち今回増加額	補助金の額	左のうち今回追加交付額		
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①						
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業					
		障害者虐待防止対策支援事業					
		成年後見制度普及啓発事業					
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業					
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業					
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業					
		特別促進事業					
		発達障害児者及び家族等支援事業					
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業					
		重度訪問介護利用者の大学進学支援事業					
		小計 ②					
		障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業 ③				
		合計(①+②+③)					

別紙様式 8 (略)

別紙

交付対象事業並びに事業に要する経費及び補助金の額

〇〇市町村

区分	種目	事業に要する経費	左のうち今回増加額	補助金の額	左のうち今回追加交付額		
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①						
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業					
		障害者虐待防止対策支援事業					
		成年後見制度普及啓発事業					
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業					
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業					
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業					
		特別促進事業					
		小計 ②					
		障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業				
			福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業				
			小計 ③				
		合計(①+②+③)					

別紙様式9 (同右)

別紙

交付対象事業並びに事業に要する経費及び補助金の額

〇〇市町村

区分	種目	事業に要する経費	今回減少額	補助金の額	今回減少額	
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①					
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業				
		障害者虐待防止対策支援事業				
		成年後見制度普及啓発事業				
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業				
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業				
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業				
		特別促進事業				
		発達障害児者及び家族等支援事業				
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業				
		重度訪問介護利用者の大学修学支援事業				
		小計 ②				
		障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業 ③			
合計(①+②+③)						

別紙様式9 (略)

別紙

交付対象事業並びに事業に要する経費及び補助金の額

〇〇市町村

区分	種目	事業に要する経費	今回減少額	補助金の額	今回減少額	
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①					
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業				
		障害者虐待防止対策支援事業				
		成年後見制度普及啓発事業				
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業				
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業				
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業				
		特別促進事業				
		小計 ②				
		障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業			
福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業						
小計 ③						
合計(①+②+③)						

別紙様式 10 (同右)

別紙1

地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

区分	項目	対象経費 実支出額 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助 基本額 E	(補助率) F	国庫補助 交付決定額 G	国庫補助金 受入実績 H	差引額不足額		備考	
										超過額 I (G-F)	不足額 J (F-H)		
地域生活支援事業 費等補助金	地域生活支援事業 ①						50/100						
	発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2						
	かかりつけ診療連携等対応の向上研修事業						1/2						
	発達障害者支援体制整備事業						1/2						
	障害者虐待防止対策支援事業						1/2						
	障害者就業・生活支援センター事業						1/2						
	上記①より抽出支援事業(基本事業)						1/2						
	大規模な社会福祉施設等						10/10						
	【特定事業】障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業(主眼)						1/2						
	認知移行等連携調整事業						1/2						
	障害者芸術・文化祭開催事業						10/10						
	障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業						1/2						
	連携的ケア実用ワークショップ—基礎研修事業						1/2						
	施設行動障害支援養成研修(実践研修)事業						1/2						
	施設行動障害支援養成研修(実践研修)事業						1/2						
	障害福祉事業者の専門性向上のための研修受講促進事業						1/2						
	成年後見制度改善及啓蒙事業						1/2						
	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
	「心のバリアフリー」推進事業						1/2						
	特別促進事業						1/2						
	森林障害者補助大気環境改善事業						1/2						
	発達障害者自立支援推進事業						1/2						
	発達障害者自立支援推進事業						1/2						
	発達障害者自立支援推進事業						1/2						
	発達障害者自立支援推進事業						1/2						
	小計 ①												
	障害者自立支援補助等 関係事業	障害者自立支援補助等関係事業						10/10					
		重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業						1/2					
		障害者自立支援補助交付支払額のみ事業						1/2					
		障害者自立支援補助交付支払額のみ事業						10/10					
小計 ②							1/2						
小計 ③													

合計 ①+②+③  
 (注1) 超過額については、本欄に適用した事業の額を記載記入すること。また、障害者自立支援補助等関係促進事業を適用した実施団体については、本欄に超過額を記入すること。  
 (注2) 超過額は、事業開始から事業終了までの期間を指すこと。  
 (注3) 不足額は、心臓の額を指すこと。  
 (注4) 対象の区分変更を行った場合は、H26年度実績の額を記入し、備考欄で、その補填額を明らかにすること。  
 (注5) 実施団体は、経費が「障害者総合支援事業費補助金補助費」と記載し、「障害者自立支援補助等関係促進事業」以外の欄には記載しないこと。

別紙様式 10 (略)

別紙1

地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

区分	項目	対象経費 実支出額 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助 基本額 E	(補助率) F	国庫補助 交付決定額 G	国庫補助金 受入実績 H	差引額不足額		備考	
										超過額 I (G-F)	不足額 J (F-H)		
地域生活支援事業 費等補助金	地域生活支援事業 ①						50/100						
	発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2						
	かかりつけ診療等発達障害対応の向上研修事業						1/2						
	発達障害者支援体制整備事業						1/2						
	障害者虐待防止対策支援事業						1/2						
	障害者就業・生活支援センター事業						1/2						
	上記①より抽出支援事業(基本事業)						1/2						
	大規模な社会福祉施設等						10/10						
	【特定事業】障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業(主眼)						1/2						
	認知移行等連携調整事業						1/2						
	障害者芸術・文化祭開催事業						10/10						
	障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業						1/2						
	連携的ケア実用ワークショップ—基礎研修事業						1/2						
	施設行動障害支援養成研修(実践研修)事業						1/2						
	施設行動障害支援養成研修(実践研修)事業						1/2						
	障害福祉事業者の専門性向上のための研修受講促進事業						1/2						
	成年後見制度改善及啓蒙事業						1/2						
	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2						
	「心のバリアフリー」推進事業						1/2						
	特別促進事業						1/2						
小計 ①													
障害者自立支援補助等関係促進事業	障害者自立支援補助等関係促進事業						10/10						
	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業						1/2						
	障害者自立支援補助交付支払額のみ事業						10/10						
小計 ②													
合計 ①+②+③													

(注1) 超過額については、本欄に適用した事業の額を記載記入すること。また、障害者自立支援補助等関係促進事業を適用した実施団体については、本欄に超過額を記入すること。  
 (注2) 超過額は、事業開始から事業終了までの期間を指すこと。  
 (注3) 不足額は、心臓の額を指すこと。  
 (注4) 対象の区分変更を行った場合は、H26年度実績の額を記入し、備考欄で、その補填額を明らかにすること。  
 (注5) 実施団体は、経費が「障害者総合支援事業費補助金補助費」と記載し、「障害者自立支援補助等関係促進事業」以外の欄には記載しないこと。

別紙1

## 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

区分	種目	対象経費 発生額 A	交付金 その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	差増額 D	超過経費 補助金等額 E	超過経費 補助額 F	国庫補助 金本額 G	(補助率) H	国庫補助 費算出 (G×補助 率) I		国庫補助金 交付決定額 J	差引額 (A-B) C	差引額不足額 超過額 (I-K) 不足額 (I-L)		備考	
										超過額 (I-K)	不足額 (I-L)						
地域生活支援事業費 等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100									
	地域生活支援促進事業	障害者自立支援機器等開発促進事業(補助率1/2)						1/2									
		障害者自立支援機器等開発促進事業(補助率2/3)						2/3									
		障害者自立支援機器等開発促進事業(補助率1/2)						1/2									
		特別促進事業						1/2									
小計 ①																	
障害者総合支援事業 費補助金	障害者自立支援機器等開発促進事業(補助率2/3)						2/3										
	障害者自立支援機器等開発促進事業(補助率1/2)						1/2										
	小計 ②																
合計 (①+②+③)																	

(注1) 超過経費については、未償付経費額超過収入等が行った事業に補助金を記入すること。また、実施団体の場合は、開発促進等開発促進事業に補助金を記入すること。

(注2) 0欄には、未償付から繰り入れの金額を記入すること。

(注3) 0欄には、差増額欄の金額を記入して、多い方の金額を記入すること。

(注4) 0欄には、超過経費の額を記入して、多い方の金額を記入すること。

(注5) 経費の増減変更を行った場合には、0欄に増減の額を記入し、備考欄で、その増減額を記入すること。

(注6) 実施団体の場合は、超過経費等補助金等補助金発生額、不足額、障害者自立支援機器等開発促進事業以外の欄には補助金を記入すること。

別紙1

## 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

区分	種目	対象経費 発生額 A	交付金 その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	差増額 D	超過経費 補助金等額 E	超過経費 補助額 F	国庫補助 金本額 G	(補助率) H	国庫補助 費算出 (G×補助 率) I		国庫補助金 交付決定額 J	差引額不足額 超過額 (I-K) 不足額 (I-L)	備考	
										超過額 (I-K)	不足額 (I-L)				
地域生活支援事業費 等補助金	地域生活支援事業 ①							50/100							
	地域生活支援促進事業	障害者自立支援機器等開発促進事業(補助率1/2)						1/2							
		障害者自立支援機器等開発促進事業(補助率2/3)						2/3							
		障害者自立支援機器等開発促進事業(補助率1/2)						1/2							
		特別促進事業						1/2							
小計 ①															
障害者総合支援事業 費補助金	障害者自立支援機器等開発促進事業(補助率2/3)						2/3								
	障害者自立支援機器等開発促進事業(補助率1/2)						1/2								
	小計 ②														
合計 (①+②+③)															

(注1) 超過経費については、未償付経費額超過収入等が行った事業に補助金を記入すること。また、実施団体の場合は、開発促進等開発促進事業に補助金を記入すること。

(注2) 0欄には、未償付から繰り入れの金額を記入すること。

(注3) 0欄には、差増額欄の金額を記入して、多い方の金額を記入すること。

(注4) 0欄には、超過経費の額を記入して、多い方の金額を記入すること。

(注5) 経費の増減変更を行った場合には、0欄に増減の額を記入し、備考欄で、その増減額を記入すること。

(注6) 実施団体の場合は、超過経費等補助金等補助金発生額、不足額、障害者自立支援機器等開発促進事業以外の欄には補助金を記入すること。

別紙1

## 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

表-1(1) 消費材分類概要

区分	種目	対象経費 実支出額 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	差引額 D	国庫補助 基本額 E	(補助率)	国庫補助 有償額 (E×補助率) F	国庫補助金 交付決定額 G	国庫補助金 受入済額 H	差引額不足額		備考		
											超過額 I (H-F)	不足額 J (F-H)			
地域生活支援 事業費等補助 金	地域生活支援事業 ①						50/100								
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2							
		障害者虐待防止対策支援事業						1/2							
		成年後見制度普及啓発事業						1/2							
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業						1/2							
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2							
		ギャンブル依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2							
		特別促進事業						1/2							
		発達障害児者及び家族支援事業						1/2							
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業						1/2							
		重度訪問介護制療養の導入支援事業						1/2							
		小計 ②													
		障害者自立支援給付支払等システム事業						1/2							
小計 ③															
合計 (①+②+③)															

(注) 超過額については、本表に、管内市町村(指定調整及び中核市を除く。)から提出された別添付表1の別欄11に記入された精算額を記入するものとする。

別紙1

## 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

表-1(1) 消費材分類概要

区分	種目	対象経費 実支出額 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	差引額 D	国庫補助 基本額 E	(補助率)	国庫補助 有償額 (E×補助率) F	国庫補助金 交付決定額 G	国庫補助金 受入済額 H	差引額不足額		備考		
											超過額 I (H-F)	不足額 J (F-H)			
地域生活支援 事業費等補助 金	地域生活支援事業 ①						50/100								
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2							
		障害者虐待防止対策支援事業						1/2							
		成年後見制度普及啓発事業						1/2							
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業						1/2							
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2							
		ギャンブル依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業						1/2							
		特別促進事業						1/2							
		小計 ②													
		障害者自立支援給付支払等システム事業						1/2							
		福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業						10/10							
		小計 ③													
		合計 (①+②+③)													

(注) 超過額については、本表に、管内市町村(指定調整及び中核市を除く。)から提出された別添付表1の別欄11に記入された精算額を記入するものとする。





地域生活支援事業 精算額内訳

(市町村・広域連合・一部事務組合名： ) (同右)

○ 地域生活支援促進事業

精算額内訳

(都道府県・市町村名： )

事業名	精算額 (円)	算出内訳	備考
① 発達障害児者地域生活支援モデル事業			
② かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業			
③ 発達障害者支援体制整備事業			
④ 障害者虐待防止対策支援事業			
⑤ 障害者就業・生活支援センター事業			
⑥ <u>工賃向上計画支援等事業</u>			
⑦ 就労移行等連携調整事業			
⑧ 障害者芸術・文化祭開催事業			
⑨ 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業			
⑩ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業			
⑪ 強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修)			
⑫ 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業			
⑬ 成年後見制度普及啓発事業			
⑭ アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業			
⑮ 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
⑯ ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
⑰ 「心のバリアフリー」推進事業			
⑱ 特別促進事業			
⑳ <u>身体障害者補助犬育成促進事業</u>			
㉑ <u>発達障害児者及び家族等支援事業</u>			
㉒ <u>発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業</u>			
㉓ <u>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業</u>			
㉔ <u>重度訪問介護利用者の大学修学支援事業</u>			
合計			

- (注1) 都道府県については、本表に、実施する事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。  
 (注2) 合計が、別紙1「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調」の対象経費実支出額欄と一致すること。  
 (注3) 事業②③④⑤は、事業を実施する指定都市及び都道府県のみ記入すること。  
 (注4) 事業⑥～⑯は、事業を実施する指定都市・中核市・特別区・その他保健所設置市及び都道府県のみ記入すること。  
 (注5) 事業⑰⑱⑲⑳は、事業を実施する市町村及び都道府県のみ記入すること。  
 (注6) 事業㉑は、事業を実施する市町村のみ記入すること。

地域生活支援事業 精算額内訳

(市町村・広域連合・一部事務組合名： ) (略)

○ 地域生活支援促進事業

精算額内訳

(都道府県・市町村名： )

事業名	精算額 (円)	算出内訳	備考
① 発達障害児者地域生活支援モデル事業			
② かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業			
③ 発達障害者支援体制整備事業			
④ 障害者虐待防止対策支援事業			
⑤ 障害者就業・生活支援センター事業			
⑥ <u>工賃向上計画支援等事業</u>			
⑦ 就労移行等連携調整事業			
⑧ 障害者芸術・文化祭開催事業			
⑨ 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業			
⑩ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業			
⑪ 強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修)			
⑫ 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業			
⑬ 成年後見制度普及啓発事業			
⑭ アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業			
⑮ 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
⑯ ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
⑰ 「心のバリアフリー」推進事業			
⑱ 特別促進事業			
合計			

- (注1) 都道府県については、本表に、実施する事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。  
 (注2) 合計が、別紙1「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調」の対象経費実支出額欄と一致すること。  
 (注3) 事業②③④⑤は、事業を実施する指定都市及び都道府県のみ記入すること。  
 (注4) 事業⑥～⑯は、事業を実施する指定都市・中核市・特別区・その他保健所設置市及び都道府県のみ記入すること。  
 (注5) 事業⑰⑱⑲⑳は、事業を実施する市町村及び都道府県のみ記入すること。





- 発達障害児者地域生活支援モデル事業 (同右)
- かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 (同右)
- 発達障害者支援体制整備事業 (同右)

○ 障害者虐待防止対策支援事業

事業実績報告書

都道府県・市町村名

--

1) 事業名	平成○年度 障害者虐待防止対策支援事業
2) 支出確定額	円
3) 事業実施期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
4) 実績報告	

- 発達障害児者地域生活支援モデル事業 (略)
- かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 (略)
- 発達障害者支援体制整備事業 (略)

○ 障害者虐待防止対策支援事業

事業実績報告書

都道府県・市町村名

--

1) 事業名	平成○年度 障害者虐待防止対策支援事業
2) 国庫補助金精算所要額	円
3) 事業実施期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
4) 実績報告	<p>① <u>事業の目的の達成状況</u></p> <p>② <u>事業内容及び手法の検証</u></p> <p>③ <u>狙いとす事業の成果</u></p> <p>④ <u>成果の公表計画の進捗状況</u></p>

所要額内訳書

事業内容	支出額（円）	内 訳
虐待時の体制整備事業		
障害者虐待防止・権利擁護事業		
専門性強化事業		
連携協力体制整備事業		
普及啓発事業		
その他		
合 計		

※1 本表に、実施事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

※2 実施事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、算出内訳欄の最後に合計額を記入すること。

※3 「内訳」欄については、単価、員数、回数等を詳細に記入し、必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。

所要額内訳書

事業内容	支出額（円）	内 訳
虐待時の体制整備事業		
障害者虐待防止・権利擁護事業		
専門性強化事業		
連携協力体制整備事業		
普及啓発事業		
その他		
合 計		

※1 本表に、実施事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

※2 実施事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、算出内訳欄の最後に合計額を記入すること。

※3 「内訳」欄については、単価、員数、回数等を詳細に記入し、必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。

○障害者就業・生活支援センター事業 (同右)

- 工賃向上計画支援等事業

都道府県名

1. 事業実施報告書

基本事業

①事業名	(具体的な事業名を記入すること。)
②委託法人名 (委託した場合)	
③事業実施期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
④事業内容 (目標工賃の設定・公表方法、達成状況の公表方法、目標達成のための具体的な方策・計画など)	

特別事業

①事業名	(具体的な事業名を記入すること。)
②委託法人名 (委託した場合)	
③事業実施期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
④事業内容 (目標工賃の設定・公表方法、達成状況の公表方法、目標達成のための具体的な方策・計画など)	

- (注) 1. 各都道府県で策定した工賃向上計画を添付すること。  
2. ④は、工賃向上計画に基づき実施した事業の事業項目、事業の実施方法等を具体的かつ詳細に記入すること。  
当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。  
また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。

○障害者就業・生活支援センター事業 (略)

- 工賃向上計画支援事業

都道府県名

1. 事業実施報告書

基本事業

①事業名	(具体的な事業名を記入すること。)
②委託法人名 (委託した場合)	
③事業実施期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
④事業内容 (目標工賃の設定・公表方法、達成状況の公表方法、目標達成のための具体的な方策・計画など)	

特別事業

①事業名	(具体的な事業名を記入すること。)
②委託法人名 (委託した場合)	
③事業実施期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
④事業内容 (目標工賃の設定・公表方法、達成状況の公表方法、目標達成のための具体的な方策・計画など)	

- (注) 1. 各都道府県で策定した工賃向上計画を添付すること。  
2. ④は、工賃向上計画に基づき実施した事業の事業項目、事業の実施方法等を具体的かつ詳細に記入すること。  
当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。  
また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。

2 実支出額内訳書

都道府県名

①基本事業

経費区分	対象経費の 実支出額	積算内訳	備考
(例) 謝 金 委員等旅費 〇 〇 〇 〇 〇 〇 ・ ・	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

②特別事業

経費区分	対象経費の 実支出額	積算内訳	備考
(例) 印刷製本費 委 託 料 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 ・ ・	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

第4欄に定められた対象経費により記入すること。

○就労移行等連携調整事業 (同右)

2 実支出額内訳書

都道府県名

①基本事業

経費区分	対象経費の 実支出額	積算内訳	備考
(例) 謝 金 委員等旅費 〇 〇 〇 〇 〇 〇 ・ ・	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

②特別事業

経費区分	対象経費の 実支出額	積算内訳	備考
(例) 印刷製本費 委 託 料 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 ・ ・	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

第4欄に定められた対象経費により記入すること。

○就労移行等連携調整事業 (略)

- 障害者芸術・文化祭開催事業（同右）
- 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業（同右）
- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業（同右）
- 強度行動障害支援者養成研修事業（同右）
- 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業（同右）

○ 成年後見制度普及啓発事業

事業実績報告書

都道府県・市町村名

1) 事業名	平成〇年度 成年後見制度普及啓発事業
2) 支出確定額	円
3) 事業実施期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

4) 実績報告

- 障害者芸術・文化祭開催事業（略）
- 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業（略）
- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業（略）
- 強度行動障害支援者養成研修事業（略）
- 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業（略）

○ 成年後見制度普及啓発事業

事業実績報告書

都道府県・市町村名

1) 事業名	平成〇年度 成年後見制度普及啓発事業
2) 国庫補助金精算所要額	円
3) 事業実施期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

4) 事業計画

① 事業の目的の達成状況

② 事業内容及び手法の検証

③ 狙いとす事業の成果

④ 成果の公表計画の進捗状況

所要額内訳書

事業内容	支出額(円)	内訳
合計		

※1 本表に、実施事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。  
 ※2 実施事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、合計額を記入すること。  
 ※3 「内訳」欄については、単価、員数、回数等を詳細に記入し、必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。

- アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業 (同右)
- 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 (同右)
- ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 (同右)
- 「心のバリアフリー」推進事業 (同右)
- 特別促進事業 (同右)

所要額内訳書

事業内容	支出額(円)	内訳
合計		

※1 本表に、実施事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。  
 ※2 実施事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、合計額を記入すること。  
 ※3 「内訳」欄については、単価、員数、回数等を詳細に記入し、必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。

- アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業 (略)
- 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 (略)
- ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 (略)
- 「心のバリアフリー」推進事業 (略)
- 特別促進事業 (略)

○身体障害者補助犬育成促進事業

都道府県名 \_\_\_\_\_

1 国庫補助所要額

(千円)

実支出額 A	寄付金 その他収入 B	差引所要額 C	補助率 D (1/2)	国庫補助 所要額 E (C×D)

2 事業内容等

(1) 理解促進、普及・啓発

事業名	内 容
○○補助犬普及啓発イベント	・開催日時 ・開催場所 ・内容

(2) 育成計画の作成

事業名	内 容
管内補助犬希望者調査事業 マッチング連携協議会設置	

(3) 補助犬の育成

事業名	内 容
補助犬育成事業	

3 積算内訳

区分	実支出額	積算内訳
(例) 報償費 印刷製本費 委託料 ○○	円	

(新規)



○ 発達障害児者及び家族等支援事業

(新潟府県・市区町村名)

事業区分	事業内容			
	事業区分	事業内容	種別	
事業実施	○ペアレント・トレーニング養成等事業			
	事業委員の有無		有・無	
	委託先団体名			
	実施内容			
	△ペアレント・トレーニングの促進			
	事業委員の有無		有・無	
	委託先団体名			
	○家族のスキル向上支援事業			
	実施		有・無	
	ペアレントプログラム	実施者の研修		有・無
		実施		有・無
		事業委員の有無		有・無
		委託先団体名		
	ペアレント・トレーニング	実施		有・無
		実施者の研修		有・無
実施			有・無	
事業委員の有無			有・無	
委託先団体名				
○ピアサポート推進事業				
事業委員の有無		有・無		
委託先団体名				
実施内容				
△ファミリーター				
事業委員の有無		有・無		
○その他の本人・家族支援事業				
事業委員の有無		有・無		
委託先団体名				
実施内容				
国庫補助金支出明細内訳書	国庫補助額(別紙1の(6)欄の額)	対象投資の支出金額(単位:円)	経費区分(注)	
	千円	円(角)	種別	

(注)「経費区分」欄には、交付要綱4の別表第4欄に定められた対象経費により記入。

(新規)

(新規)

○ 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

(都道府県・指定都市名)

実 績 報 告	事業区分	事業内容		
	○事業実施について			
	事業委託の有無	有・無		
	委託先団体名			
	実施内容			
	○拠点医療機関			
	医療機関名			
	診療科			
	○発達障害医療コーディネーターの配置			
	職種			
	○待機期間の縮小			
	現在の平均待機期間			
	事業導入後の待機期間			
国庫補助実支出額内訳書	要国庫補助額 (別紙1の(6)欄の額)	対象経費の 支出予定額 (単位:円)	経費区分 (注)	積算内訳
	千円	円	(例) 賃金 旅費 消耗品費 〇〇〇 . .	(単価、回数等を詳細に記入 すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で 添付すること。)

(注)「経費区分」欄には、交付要綱4の別表第4欄に定められた対象経費により記入。

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

都道府県・指定都市・保健所設置市・特別区名

1. 事業実施報告書

※実施した事業メニューに○を記入し、実施圏域名を記載すること。

事業メニュー	○	実施圏域名
(1)保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置		
(2)精神障害者の住まいの確保支援に係る事業		
(3)ピアサポートの活用に係る事業		
(4)アウトリーチ支援に係る事業		
(5)入院中の精神障害者の退院促進に係る事業		
(6)包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業		
(7)精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業		
(8)措置入院者等の退院後の医療等の継続支援に係る事業		
(9)精神障害者の家族支援に係る事業		
(10)その他		

※適宜欄を追加のうえ、実施した事業ごとに記載すること。

事業名	内容

2. 実支出額内訳書

経費区分	対象経費の 実支出額	積算内訳	備考
(例) 報酬 賞金 ○○○ ○○○ . . . 合計	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
	円		

(新規)

○ 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

事業計画書

市町村名 \_\_\_\_\_

1. 障害支援区分別対象人数、支援日数等

区分	人数	前年度からの 継続利用人数	支援述べ日数	支援述べ時間
区分6(重度障害者等包括 支援対象者)	△	△	日	時間
区分6(上記以外)	△	△	日	時間
区分5	△	△	日	時間
区分4	△	△	日	時間
合 計	△	△	日	時間

2. 修学先大学別対象人数、支援日数等

大学名	人数	前年度からの 継続利用人数	支援述べ日数	支援述べ時間
	△	△	日	時間
	△	△	日	時間
	△	△	日	時間
	△	△	日	時間
合 計	△	△	日	時間

3. 支援事業所数

箇所

4. 事業の実施方法

(支援事業所への委託等の方法)
(大学との調整方法)

(新規)

# 1 都道府県事業

## ア (同右)

イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業  
 (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業  
 a 手話通訳者養成研修事業

都道府県名 \_\_\_\_\_

(養成事業)			
事業実施者 (委託先)	TEL		
養成事業の内容 ※カリキュラム等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要			
講習のレベル ※基本、応用、実践等、講習レベルが分かれている場合は記入	( ) 課程	( ) 課程	( ) 課程
講習時間数	時間	時間	時間
利用者負担有無	有・無 (有りの場合の負担額 円)	有・無 (有りの場合の負担額 円)	有・無 (有りの場合の負担額 円)
受講状況			
○ 定員数	人	人	人
○ 受講人数	人	人	人
○ 修了人数	人	人	人
○ 登録人数	人	人	人
前年度末総登録者数	人	人	人
手話通訳者の登録要件	※〇〇試験に合格した者、などと記入。 ※内容の確認できる書類を添付した場合、記入は不要。		

(研修事業)	
事業実施者 (委託先)	TEL
研修事業の内容 ※カリキュラム等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要	
講習時間数	時間
利用者負担有無	有・無 (有の場合の負担額 円)
総受講人員	人

# 1 都道府県事業

## ア (略)

イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業  
 (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業  
 a 手話通訳者養成研修事業

都道府県名 \_\_\_\_\_

(養成事業)			
事業実施者 (委託先)	TEL		
養成事業の内容 ※カリキュラム等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要			
講習のレベル ※基本、応用、実践等、講習レベルが分かれている場合は記入	( ) 課程	( ) 課程	( ) 課程
講習時間数	時間	時間	時間
利用者負担有無	有・無 (有りの場合の負担額 円)	有・無 (有りの場合の負担額 円)	有・無 (有りの場合の負担額 円)
受講状況			
○ 定員数	人	人	人
○ 受講人数	人	人	人
○ 修了人数	人	人	人
○ 登録人数	人	人	人
前年度末総登録者数	人	人	人
手話通訳者の登録要件	※〇〇試験に合格した者、などと記入。 ※内容の確認できる書類を添付した場合、記入は不要。		

(研修事業)	
事業実施者 (委託先)	TEL
研修事業の内容 ※カリキュラム等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要	
講習時間数	時間
利用者負担有無	有・無 (有の場合の負担額 円)
総受講人員	人

b 要約筆記者養成研修事業

都道府県名 \_\_\_\_\_

(養成事業)

事業実施者 (委託先)	TEL	
養成事業の内容 ※カリキュラム等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要		
講習時間数 ※数年にわたり実施する場合は、それが分かるように記載	時間	
利用者負担有無	有 ・ 無	(有の場合の負担額 円)
受講状況	○ 定員数	人
	○ 受講人数	人
	○ 修了人数	人
	○ 登録人数	人
前年度末総登録者数	人	
要約筆記者の登録要件	※○○試験に合格した者、などと記入。 ※内容の確認できる書類を添付した場合、記入は不要。	

b 要約筆記者養成研修事業

都道府県名 \_\_\_\_\_

(養成事業)

事業実施者 (委託先)	TEL	
養成事業の内容 ※カリキュラム等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要		
講習時間数 ※数年にわたり実施する場合は、それが分かるように記載	時間	
利用者負担有無	有 ・ 無	(有の場合の負担額 円)
受講状況	○ 定員数	人
	○ 受講人数	人
	○ 修了人数	人
	○ 登録人数	人
前年度末総登録者数	人	
要約筆記者の登録要件	※○○試験に合格した者、などと記入。 ※内容の確認できる書類を添付した場合、記入は不要。	

(研修事業)

事業実施者 (委託先)	TEL	
研修事業の内容 ※カリキュラム等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要		
講習時間数	時間	
利用者負担有無	有・無 (有の場合の負担額 円)	
総受講人員	人	

(2) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

都道府県名 \_\_\_\_\_

事業実施者 (委託先)	TEL	
事業の内容 ※カリキュラム等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要		
受講対象者		
講習時間数	時間	
利用者負担有無	有・無 (有の場合の負担額 円)	
受講状況		
○ 定員数	人	
○ 受講人数	人	
○ 修了人数	人	
○ 登録人数	人	
前年度末総登録者数	人	

(研修事業)

事業実施者 (委託先)	TEL	
研修事業の内容 ※カリキュラム等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要		
講習時間数	時間	
利用者負担有無	有・無 (有の場合の負担額 円)	
総受講人員	人	

(2) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

都道府県名 \_\_\_\_\_

事業実施者 (委託先)	TEL	
事業の内容 ※カリキュラム等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要		
受講対象者		
講習時間数	時間	
利用者負担有無	有・無 (有の場合の負担額 円)	
受講状況		
○ 定員数	人	
○ 受講人数	人	
○ 修了人数	人	
○ 登録人数	人	
前年度末総登録者数	人	

(3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

都道府県名 \_\_\_\_\_

事業実施者 (委託先)	_____ TEL _____
事業の内容 ※加ね弘等の内容が確認できる書類を添付した場合、記入は不要	
受講対象者	
講習時間数	_____ 時間
利用者負担有無	有 ・ 無 (有の場合の負担額 _____ 円)
受講状況	
○ 定員数	_____ 人
○ 受講人数	_____ 人
○ 修了人数	_____ 人
○ 登録人数	_____ 人
前年度末総登録者数	_____ 人

ウ～キ (略)

2 市町村事業

ク～ツ (同右)

3 特別支援事業 (同右)

ウ～キ (略)

2 市町村事業

ク～ツ (略)

3 特別支援事業 (略)



○ 障害者自立支援機器等開発促進事業

事業実績報告書

団体名又は法人名

1) 事業名	平成○年度 障害者自立支援機器等開発促進事業
2) 国庫補助金精算所要額	千円
【内訳】	
(1) 事業費	円
(2) 開発機関が要する事業費	円
3) 事業実施期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
4) 実績報告	
(1) 障害者自立支援機器等開発促進事業	
① 事業の目的の達成状況	
② 事業内容及び手法の検証	
③ 狙いとする事業の成果	
④ 成果の公表計画の進捗状況	

○ 障害者自立支援機器等開発促進事業

事業実績報告書

団体名又は法人名

1) 事業名	平成○年度 障害者自立支援機器等開発促進事業
2) 国庫補助金精算所要額	千円
【内訳】	
(1) 事業費	円
(2) 開発機関に対する補助費	円
3) 事業実施期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
4) 実績報告	
(1) 障害者自立支援機器等開発促進事業	
① 事業の目的の達成状況	
② 事業内容及び手法の検証	
③ 狙いとする事業の成果	
④ 成果の公表計画の進捗状況	

<p>(2) シーズ・ニーズマッチング強化事業</p> <p>① 事業の目的の達成状況</p> <p>② 事業内容及び手法の検証</p> <p>③ 狙いとする事業の成果</p> <p>④ 成果の公表計画の進捗状況</p> <p><u>(3) 障害者自立支援機器導入好事例普及事業</u></p> <p>① 事業の目的</p> <p>② 事業内容及び手法</p> <p>③ 狙いとする事業の成果</p> <p>④ 成果の公表計画</p>		<p>(2) シーズ・ニーズマッチング強化事業</p> <p>① 事業の目的の達成状況</p> <p>② 事業内容及び手法の検証</p> <p>③ 狙いとする事業の成果</p> <p>④ 成果の公表計画の進捗状況</p>
---	--	--

**\* 作成上の留意事項（提出の際は、以下の留意事項は削除すること）**

- 1) 報告に当たっては、障害当事者のニーズや開発側のシーズの現状、開発から実用的製品化までの助言体制、支援機器の普及の成果などを、できる限り具体的かつ簡潔に記載すること。
- 2) 「2）国庫補助精算所要額」については、障害者自立支援機器等開発促進事業、シーズ・ニーズマッチング強化事業及び障害者自立支援機器導入好事例普及事業の実施にあたり、実施団体が必要とする費用については定額（補助率 10/10）、開発機関が要する費用については補助率 2/3（または 1/2）の費用を内訳で示した上で、総和を記載すること。ただし、千円未満の額は切り捨てとする。
- 3) 「3）事業実施期間」については、年度末日を最長として報告書作成等を含む期間について記載すること。
- 4) 「4）実績報告」について
  - (1) 障害者の自立支援や社会参加に資する支援機器の普及や開発促進に関する現状の課題などを踏まえて記載し、必要に応じて図表を用いても構わない。
  - (2) より多くの当事者・支援者の参画、開発機関の応募促進、倫理面への配慮、障害当事者および医療福祉専門家等による助言体制など、支援機器の開発・普及につながる内容を具体的に記載すること。
  - (3) 「④成果の公表計画の進捗状況」について、各開発機関の成果やシーズ・ニーズマッチング強化事業に得られた情報等について、本事業実施後も広く国民に向けてわかりやすく公表することを念頭に記載すること。

**\* 作成上の留意事項（提出の際は、以下の留意事項は削除すること）**

- 1) 報告に当たっては、障害当事者のニーズや開発側のシーズの現状、開発から実用的製品化までの助言体制、支援機器の普及の成果などを、できる限り具体的かつ簡潔に記載すること。
- 2) 「2）国庫補助精算所要額」については、障害者自立支援機器等開発促進事業およびシーズ・ニーズマッチング強化事業の実施にあたり、実施団体が必要とする費用については定額（補助率 10/10）、開発機関へ対する補助費用については補助率 2/3（または 1/2）の費用を内訳で示した上で、総和を記載すること。ただし、千円未満の額は切り捨てとする。
- 3) 「3）事業実施期間」については、年度末日を最長として報告書作成等を含む期間について記載すること。
- 4) 「4）実績報告」について
  - (1) 障害者の自立支援や社会参加に資する支援機器の普及や開発促進に関する現状の課題などを踏まえて記載し、必要に応じて図表を用いても構わない。
  - (2) より多くの当事者・支援者の参画、開発機関の応募促進、倫理面への配慮、障害当事者および医療福祉専門家等による助言体制など、支援機器の開発・普及につながる内容を具体的に記載すること。
  - (3) 「④成果の公表計画の進捗状況」について、各開発機関の成果やシーズ・ニーズマッチング強化事業に得られた情報等について、本事業実施後も広く国民に向けてわかりやすく公表することを念頭に記載すること。

国庫補助金精算所要額内訳書

1 国庫補助金精算所要額

	総支出額 (A)	寄付金その他の 収入等(B)	差引精算所要額 (C=A-B)	国庫精算所要額 (D=C×補助率)
事業費(1)	円	円	円	千円
開発機関が 要する事業 費(2)	円	円	円	千円
合計 (1)+(2)				千円

(注) 「国庫補助所要額(D)」欄は、Cに補助率を乗じて得た金額から千円未満切り捨てた金額を記入すること。

2 事業費(1)の支出額の内訳

経費区分	(1) 障害者自立支援機器開発促進事業	(2) シーズ・ニーズマッチング強化事業	(3) 障害者自立支援機器導入好事例普及事業
賃金	円	円	円
謝金	円	円	円
備品購入費	円	円	円
消耗品費	円	円	円
雑役務費	円	円	円
借料及び損料	円	円	円
旅費	円	円	円
会議費	円	円	円
通信運搬費	円	円	円
印刷製本費	円	円	円
光熱水費	円	円	円
委託費	円	円	円
合計(A)	円	円	円

(注) 「(1)障害者自立支援機器開発促進事業」欄には、開発機関が要する事業費を除いた支出額を計上。

3 寄付金その他の収入等の内訳

区分	事業費(1)	開発機関が要する事業費(2)
寄付金	円	円
その他	円	円
合計(B)	円	円

国庫補助金精算所要額内訳書

1 国庫補助金精算所要額

	総支出額 (A)	寄付金その他の 収入等(B)	差引精算所要額 (C=A-B)	国庫精算所要額 (D=C×補助率)
事業費(1)	円	円	円	千円
開発機関への 補助費(2)	円	円	円	千円
合計 (1)+(2)				千円

(注) 「国庫補助所要額(D)」欄は、Cに補助率を乗じて得た金額から千円未満切り捨てた金額を記入すること。

2 事業費(1)の支出額の内訳

経費区分	(1) 障害者自立支援機器開発促進事業	(2) シーズ・ニーズマッチング強化事業
賃金	円	円
謝金	円	円
備品購入費	円	円
消耗品費	円	円
雑役務費	円	円
借料及び損料	円	円
旅費	円	円
会議費	円	円
通信運搬費	円	円
印刷製本費	円	円
光熱水費	円	円
委託費	円	円
合計(A)	円	円

(注) 「(1)障害者自立支援機器開発促進事業」欄には、開発機関に対する補助費を除いた支出額を計上。

3 寄付金その他の収入等の内訳

区分	事業費(1)	開発機関への補助費(2)
寄付金	円	円
その他	円	円
合計(B)	円	円

4 事業費（１）の支出額の積算内訳

(1) 障害者自立支援機器開発促進事業分

区分	支出額	内 訳
	円	
合 計	円	

(注) 寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

(2) シーズ・ニーズマッチング強化事業分

支出項目	支出額	内 訳
	円	
合 計	円	

(注) 寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

(3) 障害者自立支援機器導入好事例普及事業分

支出項目	支出額	内 訳
	円	
合 計	円	

(注) 寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

4 事業費（１）の支出額の積算内訳

(1) 障害者自立支援機器開発促進事業分

区分	支出額	内 訳
	円	
合 計	円	

(注) 寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

(2) シーズ・ニーズマッチング強化事業分

支出項目	支出額	内 訳
	円	
合 計	円	

(注) 寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

(3) 開発機関に対する補助実績

支出項目	支出額	内 訳
	円	
合 計	円	

(注) 寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

(4) 開発機関が要する事業費実績

支出項目	支出額	内 訳
	円	
合 計	円	

(注) 寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。



2. 実支出額内訳 (円)		
<b>①制度の周知・広報</b>		
経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳
①小計		
<b>②事業所への助言・指導</b>		
経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳
②小計		
<b>③審査業務体制の確保</b>		
経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳
③小計		





○ 福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業

(市町村名)

1. 事業概要

④報酬改定に伴うシステムの改修	
平成29年度報酬改定に伴うシステムの改修	
事業内容	備考

2. 実支出額内訳

(円)

④報酬改定に伴うシステムの改修		
経費区分	対象経費の実支出額	積算内訳
合 計		

別紙様式 1 1 (同右)

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

(市町村名: )

1- (1) 市町村総表(直接補助)

区分	種目	対象経費 実支出額 A	寄付金 その他 収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助 基本額 E	補助率 (補助率) F	国庫補助 標準額 (E×補助率) F	国庫補助金 交付決定額 G	国庫補助金 収入減額 H	差引額不足額		備考	
											超過額 (F-F)	不足額 (F-H)		
地域生活支援 事業費等補助 金	地域生活支援事業 ①						50/100							
	発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2							
	障害者虐待防止対策支援事業						1/2							
	成年後見制度普及啓発事業						1/2							
	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援 事業						1/2							
	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体 支援事業						1/2							
	地域生活支援促進事業						1/2							
	モデル事業推進に関する問題に取り組む民間 団体支援事業						1/2							
	特別促進事業						1/2							
	発達障害児者及び家族等支援事業						1/2							
	地域障害にも対応した地域包括ケアシステムの 構築支援事業						1/2							
	重症訪問介護利用者の火災防止支援事業						1/2							
	小計 ②													
障害者総合支 援事業費補助 金	障害者自立支援給付支払等システム事業 ③						1/2							
合計(①+②+③)														

(注1) 市町村(指定都市及び特別区を除く。)については、表裏に異なった事業の精算額を記入すること。  
 (注2) ②欄は、未通知から得られる決算額を記入すること。  
 (注3) ②欄は、①欄との差額を記載して、少ない方の額を記入すること。  
 (注4) 経費の処分変更を行った場合には、②欄に変更後の額を記入し、備考で、その増減額を明らかにすること。

別紙 1 1 - (2) (同右)  
 別紙 2 (同右)

別紙様式 1 1 (略)

別紙1

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書

(市町村名: )

1- (1) 市町村総表(直接補助)

区分	種目	対象経費 実支出額 A	寄付金 その他 収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助 基本額 E	(補助率)	国庫補助 標準額 (E×補助率) F	国庫補助金 交付決定額 G	国庫補助金 収入減額 H	差引額不足額		備考	
											超過額 (F-F)	不足額 (F-H)		
地域生活支援 事業費等補助 金	地域生活支援事業 ①						50/100							
	発達障害児者地域生活支援モデル事業						1/2							
	障害者虐待防止対策支援事業						1/2							
	成年後見制度普及啓発事業						1/2							
	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援 事業						1/2							
	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体 支援事業						1/2							
	地域生活支援促進事業						1/2							
	モデル事業推進に関する問題に取り組む民間 団体支援事業						1/2							
	特別促進事業						1/2							
	小計 ②													
	障害者総合支 援事業費補助 金	障害者自立支援給付支払等システム事業						1/2						
	②③-④(障害者自立支援給付支払等システム事業)							10/100						
	小計 ③													
合計(①+②+③)														

(注1) 市町村(指定都市及び特別区を除く。)については、表裏に異なった事業の精算額を記入すること。  
 (注2) ②欄は、未通知から得られる決算額を記入すること。  
 (注3) ②欄は、①欄との差額を記載して、少ない方の額を記入すること。  
 (注4) 経費の処分変更を行った場合には、②欄に変更後の額を記入し、備考で、その増減額を明らかにすること。

別紙 1 1 - (2) (略)  
 別紙 2 (略)

別紙様式 1 2 (同右)

別紙

平成 年度地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付確定額

○ ○ 市町村

区分	種目	事業に要する経費	補助金の額	
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①			
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業		
		障害者虐待防止対策支援事業		
		成年後見制度普及啓発事業		
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業		
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業		
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業		
		特別促進事業		
		発達障害児者及び家族等支援事業		
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業		
		重度訪問介護利用者の大学進学支援事業		
		小計 ②		
障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業 ③			
合計(①+②+③)				

別紙様式 1 2 (略)

別紙

平成 年度地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付確定額

○ ○ 市町村

区分	種目	事業に要する経費	補助金の額		
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①				
	地域生活支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業			
		障害者虐待防止対策支援事業			
		成年後見制度普及啓発事業			
		アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業			
		薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
		ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
		特別促進事業			
		小計 ②			
		障害者総合支援事業費補助金	障害者自立支援給付支払等システム事業		
			福祉-介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業		
			小計 ③		
合計(①+②+③)					